

会議録

日 時 平成27年5月12日(火)

16:00~19:30

場 所 みそら自治会集会所ホール

出席者(みそら) 廣畠自治会会长、山口副会長、青柳副会長、日和事務局長、羽生事務局次長、狩野総務部長、大野財政局長、大塚財政局次長、森田対市交渉委員、小川対市交渉委員
辻対市交渉委員

(市) 佐渡市長、武富副市長、本田環境経済部部長、宇田環境経済部次長

小出クリーンセンター長、荒木廃棄物対策課長、岩井主査補、上原副主査、池田主事

○みそら

時間になりましたので交渉会を始めたいと思います。今日はこれから天気が悪くなりそうですがれども、交渉会に参加していただきましてありがとうございます。本日は佐渡市長以下、前回から1週間少しで第2回対市交渉会議をやらせていただきましてありがとうございます。それではまず会長の方からお話をさせていただきます。

○みそら

今日はどうも市長、ありがとうございます。市の職員の方、お忙しい中ありがとうございます。また、傍聴人の方、今から台風だというときにもかかわらず、前回の3倍くらいの人数で心強く思っています。よろしくお願ひいたします。それではさっそく始めさせていただきます。対市交渉委員が5月10日の班長会で承認されました。今回の交渉会から参加していただいております。従って自治会の交渉会は四役と言いまして、四役とは会長・副会長・事務局・財政局が、我々は四役と一般的に呼んでいます、と一般会員から交渉委員をやつていただいた5名の方とで構成しています。ただ、自治会役員は、会員の方はご承知ですけれども、市の方にご説明しますと、自治会役員としては四役の他に班長さんの各部から出られました部長さんがおられまして、4人の部長さんがおられるんですけども、その方も役員なんです。しかし、この4人の方は交渉委員会の構成員にしないということを決めております。ただし、その役員が出席をされた場合には、自治会のことですから、内容は知っておいていただきたいという形で、もし来られた場合には後ろの方の席に座っていただきます。ただし発言はしません。それでは前回、出席されなかった役員と今回決まりました対市交渉委員のご紹介をさせていただきます。

役員紹介(省略)

対市交渉委員紹介(省略)

○みそら

早速内容に入らさせていただきます。まず最初に私から市長及び市職員全員に1つの質問をしたい

と思います。私が会長になる前となってから、複数の方から自治会は地元出身の議員の協力を得るべきだという意見をもらいました。私も常々そういう考え方であったものですから、5月7日の10時から集会所で議員と私の2人だけの会談を行いました。その内容を簡単にご説明いたします。2月1日以前の議員の考え方は継続操業を認めるとの立場を私は知っていましたが、2月1日の投票結果を受けて変わつておられますかという質問をしましたら、今も継続操業を認めるとの立場は変わっていないという風に発言をいただきました。それで第1回交渉会で市長は投票結果を踏まえて市も撤去・移転の方向で進むと言われましたが、それでも変わられないのですかとお聞きしましたら、変わらないという返事でした。議員は2月1日の投票前に選択肢2に投票するように会員に働きかけられたという事実を知っていますので、それは事実ですかという質問をしましたら、事実ですという風に答えられました。そのことについてどのように思っていられますか、という質問に対して、反省していますと。今回の質問に入りますけれども、議員であっても会員の方でも、私は個人がどのような考え方を持つても構わないと常々思っています。しかし、みそらの票で議員になられた方なので、交渉会には出席して、市と自治会の意見を聞くことが議員の務めではないのですかという質問をしたんです。その時に少し私は驚いたのですが、市から話を聞いてるのでその必要はないという答えが返ってきました。そこで最初の市長及び市の職員の方にご質問なのですが、ご承知のように第1回の交渉会は3日で、それから3、4、5、6日と連休な訳です。7日の10時に回覧をした訳です。どなたが議員にこの対市交渉の内容を説明されたのか。挙手していただきたいと思います。どなたかがいらっしゃるはずなんですよね。どうぞ話をされた方は挙手してください。別に私は話されたということは非常に良いとこだと思っています。市が情報公開として市民に内容を喋るということは非常にいいことだと思います。従つて同じことを、これから今日来ておられないみそら住民が、これから市に、その方に電話をすれば丁寧に教えていただけると思いまして、是非お聞きしたいなと思っています。ということは、誰も挙手しないということは…。はい、お二人ですか。

(議員挙手)

○市

すみません。その記録を手元に持つてきませんでしたので、確かに對市交渉委員会が5月3日にございました、その後にお会いしました。ただ、その時には…。

○みそら

電話ではなくて会ったのですね。

○市

はい。まだ議事録ができておりませんでしたので、開かれましたというようなお話はさせていただきました。

○みそら

もう一度すみません。最後、聞こえなかった。何ですか。

○市

対市交渉委員会が5月3日に開かれましたというようなお話をさせていただきましたと。

○みそら

内容については一切話されていないんですか。

○市

議題の1番、2番まで話が進んだというぐらいで、先ほど申し上げたように、まず議事録が会長もご存知のようにできなかったものですから、細かい内容まではそのときはお話をしておりません。

○みそら

議事録がない段階で市の職員がそういうふうに説明されるのは、問題だなと思いましたけれども、正直に言っていただけましたので、一応、そういうことは議事録ができるからすべきだという風に私は思います。では、その点については、これで終わりたいと思います。次に第1回交渉会で私が質問しました内容について、傍聴の方はお手元に廃第10号という5月8日付けの市長のこういうような資料が届いております。これについて簡潔に説明させていただきます。第1回対市交渉の5月3日での私の質問を要点だけを言いますと、議事録をみると3ページなんですけれども傍聴の人には議事録がないので簡単に言いますと、30数年間にわたりこの問題が解決しないのは、みそら側にも何か市に迷惑をおかけしたことがあるのではないかと思っている。従って、この場で市長も言いにくいと思うので、5月8日までに遠慮なく指摘いただきたいと、要約しますとこのように質問したはずなのです。私のこの質問に対して、市長は、私が市長になった5年間でなく、過去30数年のこととして精査しますと議事録でも載っていますけれども、答えておられます。30数年間を精査しますと言い換えているのです。ところが今申し上げましたこの5月8日の公文書は、1番から6番を見渡しても、全て一番古いのは5番の昨年の12月8日の内容について述べられている訳です。従って、私の質問と市長の回答から考えると、この30数年間、みそらは市に対してご迷惑をかけていないという風に判断してよいと思っていますが、市長はそういう判断でよろしいですか。

○市

今、会長さんの方で議事録の3ページと、皆さまのお手元にはないのですけれども、私の方からみそら自治会の皆さんのが問題、迷惑を市にかけたのかといった質問でしたので、問題ということで何をもって問題にするのかという捉え方で色々変わると思いますが、市の方を捉えた場合での問題を精査さ

せていただきます。その後、私が市長になった5年間ということではなく、過去30年間ということですねと。私その後でわかりましたということで、市の方の捉えた概念での問題、迷惑ということでいいとのことでしたので、5月3日にそういうご提案、質問をされて、5月8日までたった5日しかない。なおかつ、4、5、6日という風に連休になっておりますので、この5日間の間、しかも連休が入っておりますので、まずは私の方で迷惑だ、問題だと感じているものを率直に書かさせていただきました。それから、過去30数年間というお話を数日で30数年の問題を整理することはできませんので、これは当然自治会の皆さんもまずは私が市長になって5年でとりあえず問題とした点だとか、迷惑がかかったなど市がそのように捉えたものを、それを出してくださいという解釈で回答させていただきました。以上です。

○みそら

ということは、少なくとも市長になられて5年間はないということなんですね。そういう捉え方でよろしいのですね。

○市

はい。お答えします。市長になってから5年間というのはとりあえず5月8日に全部で5項目を出させていただいたところです。以上です。

○みそら

ですから、それはあくまでも昨年12月8日以降のことであってそれ以前の残りの4年3ヶ月はなかったということによろしいのですかという質問です。

○市

今回検討させていただいたこの時間の範囲以内というのは、この5項目ぐらいしか私思いつきませんでしたので、恐らく今後も私が市長になってから5年間においてはこの程度だと思います。

○みそら

市長はタウンミーティングで、先日も言いましたけれども、これまでのどの市長よりも経緯はよく知っているとおしゃったもので、それは間違いない、タウンミーティングで言っておられますね。そういう経緯を一番よく知っておられる方が、確かに連休を挟んでということはあるかもしれませんけれども、我々としてはこの回答がこの30数年間みそらが市に対してご迷惑をおかけしていない言質だと受け取っているのですが、まだこれ以上何か精査されるのですか。

○市

私が市長になって6年目に入っていますが、その範囲を越えた30数年のご質問なんですね。これから歴代の市長さんなどに色々お話し、情報を伺いしなければならないと思いますが、私個人として過去30数年いろいろな経緯等々、いろいろ調べさせていただいておりますが、その当時の市長さんあるいは執行部が問題としていたとか、迷惑としていたとか、そういう話は把握できないのでこれからやります。この辺はこれから当時の人間に聞かなければなりません。お時間をいただかなければ当然それは答えられないことだとお分かりいただければと思います。

○みそら

分かりました。もうこれ以上は質問しません。では、この問題の1番から5番について簡単に説明させていただきます。今回の回答は、この内容は失礼ですけれども、内容的に非常に議論するような内容ではないんですけども、一応回答をいただいた以上は、私どもの方からは返事だけはしておきたいと思います。まず一番についてですけれども、「傍聴者の不規則な発言への対応について」。この後は読みません。この発言は議事録にも載っています。当時マイクの調子も悪かったという点もありますけれども、環境経済部長への質問のときにマイクを使わないで説明されていたことに対して聞こえないという返事だったのですね。我々は基本的な取り決めをしているのは、あくまでも対市交渉をやっているときにいろいろな野次とか発言内容がおかしいとか、そういう交渉の内容についての議論であって、聞こえないということについては市も我々も謙虚に反省をして、それに対応をするのが普通であって、その人を退場しろということは、到底、基本的取り決め事項を決めたときに想定していません。今後も考えていません。以上でこの項目についてはよろしいでしょうか。特に回答は…。

○市

いや、回答ではありません。私どもの意見であります。これまでの取り決めで傍聴者の発言はできない。傍聴者が発言した場合には、直ちに対市交渉委員会委員長は退場を命ずるものとする。というふうに会長さんからご提案をいただいてます。それから、5月3日の第1回対市交渉会の一番最初の会長さんのご挨拶に「傍聴に関してこの交渉会を始める前に傍聴に関する取り決め事項がございますので皆さんにご了解をいただきたいと思います。それは交渉会を円滑に図るために皆さんの発言を禁止していただく」と。まず、会長さんがおっしゃっているようにマイクは音を通さないので聞こないと、聞こえないから何とかしてという発言に対しまして、即退場を命ずるということは、普通その進行の中においてこういう禁止するとか傍聴者の発言を認めないと、それはあまりにも極端な話です。おっしゃるとおりですよ。しかしながら、その議事録をみていただきましてもわかるとおりマイクを通して要は答えなさいというような形で2分とか3分の間、会議が空転している訳です。ですから司会進行の方にもお願いしたいのですが、基本的に会長さんが5月3日の冒頭でご挨拶されましたように禁止して、また私どもがみそら自治会長さんから4月20日にももらった文書を読みますと、傍聴者は発言ができないと。ですから、まず、傍聴席から何かそういった発言があった場合には基本的に禁止されています、できませんよと。そういうふうに促していただいて、やはりマイクをちゃんと聞こえるように持って答えてくださいと、進行していただければすむ話なんです。

○みそら

市長が今言われていることは理解できます。

○市

ですから、私どもが問題にしているのは、そういう進行をしないで3分とか結構長い時間、ずっと混乱してたんですよ。何をやっているのかなと思いまして。会長さんが5月3日の冒頭に傍聴の皆さん発言は禁止ですと。そしたらみそら自治会さんは本当にそれを守って誰も発言しなかったですよね。ところが最後の最後になられて確かに私、発言をされた方はみそら自治会の方じゃないと思いますね。

○みそら

市長ね…。

○市

ですから、みそらの方はこんなに紳士的に守られているのにですね…。

○みそら

市長、その点はわかりました。市長が今おっしゃられることはよくわかりましたので、私もちょっと正直に言って、生まれて初めての対市交渉になりますので、市長のようにいろんな経験を積んでませんので、その場で迅速な対応ができなかったことは認めます。ですが、私が言いたかったのは聞こえなかったという内容なので、そういう人に即退場という形は我々としては考えていないということだけは、その場で今、市長が言わされたように迅速な対応をするように心がけますけれども、それを以て退場という形は我々は考えておりません。我々の不手際ですから。それだけは了解してください。

○市

おっしゃるとおり、ただちに退場ということは私どもも考えてません。ですから、発言は禁止されていますと促していただいて、これは交渉会の円滑な遂行のために徹底していただければと思います。要は内容ではなくて、やはり進行される方でも発言の内容を大体状況で把握できますので。傍聴の方々の発言は禁止されています、できませんと。それで色々な問題があるときに、進行の方が、例えば速やかにマイクを通して発言して聞こえるように言ってくれませんとか…。

○みそら

市長、今言われたことは分かっていることですから、あまり長々と言われなくてもよろしいかと思います。1番はこれで終わります。次に2番についてですけれど、「みそら住民以外の傍聴への対応に

ついて」ですけれども、これは我々はあそこにちゃんとみそら住民の帳簿とみそら外の帳簿を作っていますので、これはみそら外の帳簿を見せてくださいと言われたら、何も隠すつもりはありませんので見たらよろしいかと思います。ただ、そのコピーをわざわざ要望もないのにお見せする必要はないし、ましてや一言連絡していただければ対応ができるものもわざわざ市長の公印を押してこういう文書を出すような内容ではないだろうと私は思っております。

○市

はい。よろしいですか。会長さんから交渉の基本的取り決めということで文書をいただきましたが、その中で一番最初はみそらの住民の方の傍聴はこれを許可するということだったので、私どもは市民であればどなたでも傍聴してよろしいのではないかというご提案をさせていただきました。それについては、みそらの自治会さんの方と最終的にいろいろ打ち合わせた結果、要はまずみそらの住民の傍聴は許可するけれども、その他の四街道市民の傍聴は会議場に余裕があり、委員長が認めた場合にはこれを許可する、ということで進めたいということでしたよね。

○みそら

そうですよ。

○市

私どもは、これは非常に今でも納得していないのですよ。私自身は。なぜかと言いますと、傍聴に来られる方はみそらの方なのか、みそら地区外の方なのか、いちいち名簿を記載しなければ分からぬですよね。しかしながら、それを結局求める形になってしまいますよね。ですから私は…。

○みそら

はつきり言って申し訳ないのですけれど市長、もう少し我々の基本的な取り決めを部長を始めしたんですよ。もう少し内容をきちんと理解してください。まず言いますと、我々は最初みそら住民の傍聴だけを提案したのです。これに対して市は全市民の傍聴を提案した。全市民になると文化センターでも借りないとという話をしたら、いや、そこまではという意味で。それで、折り合ったのは集会所でやる。ただ、どれだけの四街道市民が来るか誰も分かりませんので、ここはいっぱい立ち見席もなくなる。すると、そういうときに委員長がこれはもうこれ以上入りませんからといった形でお願いすると。そういうふうに、部長、決めましたよね。ですから、そのことを市長が理解をされていないからそんな発言をされるわけで、この問題は市にあるんですよ。

○市

ですから、このごみ処理問題は市民の全体に関わる問題になるので傍聴を希望される市民はみな、傍聴者させてあげられるような環境をつくりたいというのが私の考えです。そして、傍聴については

その会議場の規模によってこれは早いもの順でよろしいのではないのでしょうか。早くいらっしゃた
方の順で、早いもの順でよろしいのではないでしょうかね。

○みそら

あのねえ。

○市

みそら住民の方からは距離的に近い方は一番早くに来られちゃいますし、そういう意味で利便性があるわけですから市民の方が傍聴を希望されれば順番に早いもの順に認めていいのではないのでしょうか。これをいちいち名簿に書いたりこれはあなたみそらの方、こちらはみそら地区外の方とチェックしようがないですよ。

○みそら

市長ね、非常に失礼なんですけれども、この5月8日の書類を持って来られたときに課長は何て言っておられたか聞いておられるのですか。その前にご説明しますと。

○市

報告は聞いております。だから、みそら自治会の…

○みそら

人が話しをしているのです。課長はまず、みそらの人を先に入れてくださいと。私はそのときに聞きました。もしそこに雨が降っていたら、先に今まさに言われているように遠方の人とか先に見に来られたらどうするのですか。それでも雨の中で待っていてもらいますと。もちろん、課長個人の意見です。そんなことを市の職員が言われるのですよ。私も市長の言ったとおりですよ。来た順番に入れるというのは私も当たり前のことなんですよ。そういうことを市の職員が言っているのを市長は伝わっていないんですよ。もう同じことをいいです。次に行きましょう。

○市

いえ、良くありません。この話の取り決め事項を決めるときに市の方はみそら住民の方の傍聴に限定しないで、市民全体で傍聴していいのではないですか、そして、早いもの順でいいのではないですかという話です。ところが会長さんの方は、傍聴についてみそら住民の傍聴はこれを許可する。その他の四街道市民の傍聴は、会議場に余裕があり、委員長が認めた場合はこれを許可する。ですから、余裕があるとか委員長が許可をするとか、そういう面倒くさいことを言えないじゃないですか。早い者順いのではないのでしょうか。

○みそら

私もですね、市長と同じことを言っているんですよ。なにが違うのですか。ところが私の方からそういう提案をしたら課長からはいや、みそらを優先にして、雨が降っていても地区外の人はみそらの人全部入るまで待たせといてください。と5月8日に市の職員がそう言わされたのですよ。

○市

4月20日にみそら自治会会长さんの名前でちゃんと基本的取り決め事項の文書をいただいております。先ほどからそれを読み上げております。「みそら住民の傍聴は、これを許可する。その他の四街道市民の傍聴は、会議場に余裕があり、委員長が認めた場合はこれを許可する。」と、会議場に余裕があったり、委員長が許可する場合にとそういう状況を作るには、いちいち会場でみそらの方なのか、みそら以外の方なのかをチェックせざるを得ないのではないかですか。ですからそのようなことをやるのですか、という意味で逆説的に課長は言ったのですよ。

○みそら

いいです。これに関して市長は何か勘違いをされています。我々は2回にわたって市の関連部署と話し合って決めたことなんですよ。

○みそら

いいですよ。そのことは時間がもったいない。

○みそら

この件についてはそういうことで。次の3番はいいです。それから、4番で4月28日発送の内容証明書類について、これについては前回の第1回目ときに十分すぎるくらい議論をしており、今と同じような回答になると思うので議論はしません。それから、5番の自治会活動への介入について、12月8日に住民の署名を持って行ったと、それが直接投票を阻止するものになるということなんですが、これは少なくとも民主主義のイロハを知っている方であれば住民投票は市民の権利でやる。それを市に訴えるということは何の直接投票を中止したり、住民の表現でありますから何も直接投票も関係ないと思います。それをわざわざ住民投票をやって、直接投票を中止するようなものとは違います。その署名に対して、当時の自治会がどう対応するのか。「あ、やはり我々が間違っていた。署名が1000人も集まつたな。やはり方向転換をしよう。」とか、市長のその署名を見て真摯に署名の重さを感じて「やはり継続操業を認めてくれと頼んだらこんなに署名が多いんだったら考え方を変えなければいけないな。」署名というのは元々そういう捉え方なんですよ。別にそこでやっていた直接投票をやめてくださいとか、そういう内容ではないので、これ以上議論することはありませんので次にいきたいと思います。

○市

よろしくないのですが。

○みそら

はい、よろしくないですか。

○市

平成26年12月8日にみそらの皆さんがあいらしゃつていただいて署名と航空写真を持参されました。そして、直ちに吉岡地区に新しいごみ処理施設の建設に取りかかるように要請をされたわけです。12月8日の時点で吉岡地区に新ごみ処理施設の建設に取りかかるということが、四街道市長としても表明されたとすれば年が明けた2月1日に直接投票というのはありえないですよね。要は吉岡地区に四街道市がごみ処理施設建設に取りかかるという意思表示をすれば2月1日には直接投票をみそら自治会さんは行いませんよね。そういうような直接投票を実施するかしないかに影響するような要請をされたことは甚だ迷惑だったと素直に申し上げた通りです。

○みそら

人間素直な事は非常にいいことなんですけれども、必ずしもそういうことではないですよ。私は今言ったでしょう。署名について当時の自治会がこんなに1000名も集まつたのであればこういう状況を含めた今のこういう継続操業を認めるのを少し考え直して住民の撤去・移転の方でやろうという進め方ですね。市長も1000名の住民の反対があるのであれば継続操業を頼んだ事自体がまずかったとか反省するとか署名というのはそのために住民の権利でやるもんですよ。それでもなおかつ市長は継続操業を進めるという、当時の自治会もそれを無視して直接投票。それはまたそれで、当時の自治会がおっしゃっていたんですけども市長がそれで判断をしたのであればそれはそれでいいのです。だけど、直接投票を諦めて署名を出したから直接投票を中止するとは、当時の自治会とか、市長が判断することであるので署名を出した事は何も関係がないのです。そのようなことを判断するのは市長や当時の自治会役員なんです。何か勘違いされているのではないですか。

○みそら

これは憲法で認められた表現の自由権、これに該当するものではないですか。もし今市長が言っているように吉岡に建設することになれば、それに対応した行動をこちらの方で起こさなければ、直接投票をせずに市長の結果を受け入れる。それで、3月31日の操業停止、もしくは延長を認める、そのようになったはずです。この基本的なことをこういうふうに政治家であるあなた方は分からぬのですか。

○市

はい、お答えいたします。署名の結果を提出されにいらっしゃいました。これはまさに皆さまの政治的な検討をされたのは自由ですから。また吉岡地区でうんぬんというのも、それは表現の自由であります。ただ、私が申し上げるのは平成26年12月8日にいらっしゃいました。そして、署名がこのくらい集まっているだから吉岡地区で新ごみ処理施設の建設に直ちに取りかかるように要請されたわけです。それが文章の趣旨です。その時点で、そういう要請をされてもし吉岡地区に建設することになれば年が明けた2月1日の直接投票はしないですね。

○みそら

それはこちらの自治会の方で対応できる事でしょう。

○市

いやそれは。

○みそら

いいじゃないですか。みそらの投票がなくなればそれでこの問題が決着するというのであれば。それをやめてもらえばいい訳ですから自治会の方がね。それが何が迷惑だ。逆に言えば署名とは何なんですか一体、意見ですよ。それを受け止めないで、迷惑だというそんな話はないでしょう。その話は終わりにしまして次にいきますから。

○みそら

すみません。我々、予定の時間で我々は30分までと思っていたんで、市長の答弁はないものと思っていたので10分延びましたので、議題4(3)と議題4(4)を、これは申し訳ないのですが4の報告が終わった後にさせていただきたいと思います。ご了解していただきますか。

○市

進め方として順番にやっていくものではないのですか。

○みそら

ですからご理解を得ないといけないのです。提案をしているのです。

○市

確認させてください。

○みそら

当初は議題4（3）から始まる予定だったのですが、4（3）と4（4）は、4（5）が終わった今回か次回以降に回していただきたいという提案なんですよ。

○市

やはり順番に番号通りに進めた方がいいのではないか。こういう議論の時間ですから。

○みそら

分かりました。一応提案させていただいたのですが、市の方で受け入れてくれなかつたので、議題4（3）の方から順番に進めます。議題4（3）を簡単に言いますと、平成25年7月8日の公文書は自治会の不当な介入や強制だと我々も総会の議案書にはそう書いてあります。我々の20日の文書にも書いてあります。それに対して4月27日廃第7号の3ですね。これをそのまま読みます。「ごみ処理施設問題に関する貴自治会員の様々なご意見をふまえ、十分議論を尽くしていただき、現施設の継続操業を認めるか否か」ここが大事なんです。認めるか否かがあるかないかで大きな違いなんです。「認めるか否かについて自治会としての判断をしていただきたいとお願いしたものであり」。これは市の文書そのものです。このように回答しております。私が主張しているのはまさにこの文章をそのまま25年7月8日に提出していただいているれば何の問題もないですよ。ところが今度は25年の7月8日に文書をそのまま読ませていただくと、「貴自治会の皆様の総意において、現施設の継続的な操業をお認めいただく」、何にも否かが書いていないのです。これは単なる国語の問題ですが、読むほうの理解の問題ですが、部長、これは読み物としてどうですか。部長、単に不当介入とかは別として今回の27日の回答の内容と2年前の7月8日に持ってこられた文書は同じ内容ですか。これ単なる国語の問題ですから。これだけ答えて、同じ内容がかどうか。どうぞ。

○市

回答を先般お持ちした時も、ご説明させていただきましたけれども、総意をまとめていただきたいという意味ですのでご理解いただきたいということを申し上げましたので、同じものだと私は判断しています。

○みそら

失礼な言い方かもしれないんですけど、もう少し勉強したほうがいいんじゃないかなと私は思います。では、この件は前回も非常に内部で議論をしましたので、私は、それを言いたかったのですけれども否かつていうのはないんですよ。自分たちの継続操業を認めていただきたいというだけで27日の時は、現時点での継続操業を認めるか否かに変わってる。そういうことを指摘したかったんでね。この議論をしますと、また30分、40分取られますので、これは次に回します。いや、次に回しますからこの

件は保留にします。それから、議題の4にいきます。これはですね、前みそら自治会が3月9日に市に提出を申し込まれた事実はありませんとはつきり断言されてるのね。今回いただいた書類で。しかし、私はこの回答を見て本当に驚くとともに市長が怖くなりました。なぜかといいますとね、前会長は、みそら自治会の会長を8年間勤められてるんですよ。私はまあ新米ですけどね。一応、自治会長なんですよ。その会長2人が話し合って、私が前会長になんて9日に持つていかなかつたんですかって聞いたら、前会長が、いや、9日の朝持ついくつもで市長に電話を入れたら、市長に「12日にしてくれ」って言われたんだと、それを聞いて私は「会長それは本当に問題になりますよ、本当なんですか」ときいたら、そこは間違いないよと、はつきりいわれたんですよ。そのことを書いたつもりです。ところが市長はそんな事実はありませんと断言されているんですよ。これは非常に、本当市長というのは、物的証拠がない限り市民をどのように扱ってもいいと、本当に私たち凡人には考えられないことを言われそうだなどつくづく思います。この件はテープを撮っておりませんので言った言わないことなので、前会長の言わされたことを信じるか、私がこれを聞いて言っていることを信じるか、その問題なので、これ以上議論しても意味はないので4の4項は終わりにします。

○市

3項とか4項がですね、どんどん会長さんのほうで、進められておりますので、3項についてですね、逆に私の方からちょっといろいろご質問の趣旨をお伺いしたい内容がいくつかございます。まず3項の自治会組織への介入及び強制というようなお話がありますよね。7月8日付で、私共が、自治会の皆様の中で十分に議論を尽くしていただき、現施設の継続操業を認めていただくか否かについて自治会としての判断をしていただきたいとお願いしているのであって、これは自治会組織への介入とか強制ではないっていう認識でありますので、これはご理解していただきたいと思います。

○みそら

だからそういう風に言いたい場合はそういう風に書いてくださいっていってるじゃないですか。そういう風に書いてないから問題だと言っているんです。今回そういう風に書かれたのは、今年の4月、つい先月の4月の27日にそうやって書かれてあるんであって、私が問題にした25年の7月8日はそこには否かっていう言葉が1つも入っていないです。その事を問題にしている。自分の継続操業を認める、そのことだけを、それはもう公文書ですから、もう変えようがないでしょう。そのことについて言ってるんですよ。もうあまり、前回もやりましたけど、これ以上やっても市長とやっても弁舌には私負けますから。

○市

平成25年7月8日の文書をもう一度ご覧いただければ私共の趣旨はご理解いただけるものと思っておりますが、今回、認めるか否かについて自治会として十分議論を尽くしていただけませんかつていうのが平成25年の7月8日、そして、継続操業を認めていただきたいと。そして、共存・共栄策いろいろこれからみなさんとともに話し合いたいと、お願いします。これが、平成25年の7月8日の文書の趣旨ですので、これについてはご理解をいただければと思います。また、みそら自治会さ

んのほうですね、補足説明とか質問という形ですね、選挙の争点になって、それから、四街道市民に公約として発表された事は拙速云々と質問されてるおるんですが、これにつきましても、今回、回答にございますように、26年2月の市長選での選挙公約については、相手候補がごみ処理施設問題を争点とされました。又、マスコミも争点として…

○みそら

ちょっと待って下さい。この前も言わされましたよね。それはわかりましたから。3項目は自治会のほうは介入だと思っていると。市長の方はそうじゃない。そういう見解の相違があるということを確認できたんでいいんじゃないですか。

○市

自治会はあくまでも介入だとか強制だと捉えているという事ですね。わかりました。私はそういう意識はないです。

○みそら

今になってこんな昔のことを蒸し返すのもつまんないと思うんですよ。時間の無駄だと思います。早くこれからのことどうするかということで焦点を合わせて進行することが大事だと思うんですけど。

○みそら

確認できた訳ですから、それで議論しても時間の無駄なだけです。本題に入ります。議題4の(5)に移りたいんですけど、確認書にその1番に(1)とありますけど、確認書を締結した内容で、3月31日までに操業停止ができない。その場合は、確認書には操業停止をと…

○市

ちょっといいですか。4項目目の先ほど前会長さんが、四街道市長に電話をして、9日に提出したい。しかし、市長のほうから12日を指定されたという話なんですが、私前会長さんとは個人的にそういう電話、携帯とか、前会長さんのお宅の電話番号とかも知りませんし、これまで前会長さんと個人的なやりとりしたことはないんですよね、本当にそうおっしゃったんですか。

○みそら

ですから、これは言った言わないのことですので、これはもうこれで終わりましょう。ただ、私は間違いなくそれは聞いたんです。ただ、今おっしゃられたように聞いてないということであれば、これ以上やっても意味のないことですから終わりにしましょうと言っているだけです。

○市

25年の7月8日に継続操業をお願いしたりみそら自治会の皆様方、いろいろ協議させていただきましたが、正直申し上げまして、みそら自治会の旧役員の方々と個人的な電話のやり取りはそれは正直いって一切やっていません。そこまでの親密な関係はございませんので。ですから、直接前会長さんから私のところに電話があった話は全くありえないです。

○みそら

それはそれで。議題の5番に行きましょう。こういう確認書に書かれている3月31日が守れなくなつたと。この部分について議論したいんですね。操業停止ができない。この問題をどういうふうに解決するかについて、前回、今のこの問題を解決するための計画と言いますか、どのように進めるかという話を前回聞いたんですけど、そのことについては期間設定を自治会が示さない場合には言えませんというところでとまってるんですね。ここでちょっと確認したいんですけど4月1日以降に前回も言いましたようにごみ処理施設が継続して操業してますよね。これは違約状態ということでおろしいですか。

○市

違約状態という表現でございますが、共通認識を図る意味で事務局長がお考えになっている、確認書、協議、協定書のどの条項に基づいて違約状態なんだよというのを共通認識の意味で教えてもらえないでしょうか。

○みそら

今言ったように、確認書の(1)の条文に3月31日までに、操業停止をすると。こういう約束を結んでいるんですね。これができるないということになってる訳です。それは違約状態であると。そういう認識をされているかって聞いているんですよね。

○市

確認書の2(1)に、ごみ処理施設の操業延長は平成27年3月31日までのできるだけ早い時期とする。このように規定されていますね。この、2(6)の条文で、平成27年3月31日までにごみ処理施設の稼働を停止できない場合、市は自治会と、補償について協議すると。ですからこの2点が大きな問題なんです。この解釈。この1点の27年3月31日までに、操業が停止できていないんですけども、補償について協議されている段階であれば、違約とは言えないという解釈が成り立っちゃうんですがなぜ違約じゃないかというと…。

○みそら

理解できない。補償をなんで設けたか理解されてますか。なんのために補償を設けたのか。補償について協議、これどういうことだと思いますか。課長知ってるよね。答えて。マイク使わないと聞こえな i けどね。

○市

補償について協議する。普通に考えれば、操業期限が3月31日で、これが守れなかつた場合については、補償をしましようという条項であると理解をしておりますけれども。

○みそら

文言の理解の話ではない。別にそれを言ってくれと言っているのではない。当時、確認書の時に話した内容です。この補償というのは、要するに3月31日までの早い期間にできるだけ早い時期に操業停止をさせる。それをさせるための足かせですよ。誰も4月1日以降、操業してほしいなんて誰も言ってないですよ。万が一、例えば建設が遅れるだとかね、物理的なことで少々遅れます。そういうこともあろうかという話であって、操業停止というのはあくまでも3月31日なんですよ。これに対して足かせをつけましょうと。だから補償金という話をしたんですよ。誰も4月1日以降、操業してもいいだなんて、誰も考えてないです。そんなことは。それが違約状態であるかっていうことなんですよ。違約状態ですよね。どうですか。

○市

私から共通認識を持ちたいので事務局長の解釈をお伺いしたいということでご説明いただきましたが、確認書の2(1)、それから、(6)の関係については2通りの解釈があるイメージを持ちました。つまり27年3月31日までのできるだけ早い時期。ここにごみ処理施設の操業延長はつて書いてあるんですけども、ごみ処理施設の操業延長の期間はつていう表現だと思うんですが。ちょっとまああとで、いろいろ見てみると、ちょっとといろんな文書になっているんですけど。これが優先されて違約状態。しかしながら(6)で補償について協議する。協議してるんだから違約状態じゃないという主張も成り立ちそうですね。なんでこれが、私がみなさんと共通認識を持ちたいかというと、前回5月3日の第1回の時に皆様方と議論している中で、一点、保留させていただいた事項ありましたよね。9月いっぱいまでにこういった交渉会の中で、いろいろ自治会の皆様からの質問を受けたもの。今日みたいに回答してご理解を賜ることができずに9月になってもまだ具体的に撤去の内容が示されてない場合には、確認書に基づいて操業を停止するっていうそういうご提案であって、それは保留しますよね。その保留している理由はですね、私どももこれからちょっと物事を整理する意味で、確認書のどこに基づいて違約状態なのか。そして操業を停止するというそのへんの共通理解をしたいんですよ。これ今の時代ですから、もし根拠もなく操業を停止してそして、仮にどこかの民間のごみ処理施設へ委託して、これ委託がかかりますよね。そのまま操業していれば安い経費でごみ処理できたものを、民間委託したために経費が高くなつたと。この高くなつた経費の部分については、住民監査請求

の住民訴訟となって訴えられる可能性があるので共通認識という意味ですね。

○みそら

共通認識はわかってるんですけどそれは違約状態だということですよ。補償すれば違約状態を脱しているなんてことはどこにも書いてないです。それから、外部委託の費用だとかそれで訴えられる。だれの責任なんですか。誰がこういう状態に持ち込んだんですか。

○市

操業停止になって民間に委託するとお金かかります。その分結局、本来だったら別に確認書とかそういうの見て別に違約状態じゃないという解釈ができる方から住民監査請求で市が訴えられる状況があり得るのでいろいろ聞きたいんですが、次に、こういう訴えられる状況を作ったのは市であるので、自治会のみなさんは仮に裁判になったとしても、それは市の責任だとおっしゃいますが、裁判になるときにはどうしても確認書のどの部分に違約状態になっているか、どの部分に触れているんだと、ちょっとその辺を共通理解を取っておかないとこれから動けなくなっちゃうんですよ。

○みそら

ちょっと市長さん。

○市

はい。

○みそら

市長さんは今年の3月31日で、みそら自治会の方は違約状態になっているという事で共通理解を求めていますけどあなたは確認書の2の1ですね、お詫びしたうえで、補償について協議をさせていただきたいと、態度で表明する形で責任をとっていますということと、全然、あなたの言っていることがわからないんですよ。これも態度を表明してその責任をとるってその補償の問題なんかっていうのはそういう自分の認識があるから約束を破ったから補償するっていう一般常識の事でしょ。あなたは我々の一般常識とかなり違いますよ。もしあなたの共通理解の認識は、十分お金を払えればそれが責任をとったとかっていう形になるけどそういうことはないでしょ。それは無理でしょ。今言つてることと、補償について協議させていただきたいって形で責任を取るっていうことと、今言つてのことと全く関連がないんですね、一人勝手の理解ですよね。

○市

第一回の交渉会で会長の方から、9月いっぱい交渉会の中で具体的に話がまとまらずにそういう

事態になったときには、法に触れるかもしれないけども実力行使も含めるという意味で、操業停止と
いう話もございましたよね。その時に私、確認書のどの条項に基づいて今は違約状態だっていう、確認
書に基づいて山梨にある清掃工場の操業を停止する。その根拠を教えてもらわないともし、会長さん
がそういう行動に出られたときには私ども客観的に公平に進めようとしているので法的な
対応っていろいろ変わってきちゃうんですよね。

○みそら

市長さん、今の意見について、教えてくれっていうのは市側の考えることであって仮定のことです、
我々みそら自治会は裁判に訴えるとか何とかっていうのを一切言ってないんですよ。あなただけがそ
ういうかたちで裁判に訴えられたら困るとか何とか言って、それを教えてくれっていうのはあなたが
当事者として結んでいるわけだから、あなたが、四街道市がご自身の考えを述べるんでしょ。それをこ
ちらに教えてくれっていうのはおかしいんじゃないですか。

}

○市

みそら自治会さんが四街道市を訴える場合もあろうかと思いますが、今はそういうお話ではないん
です。要はみそら自治会さんが私どもと話し合いながら共通認識のもと進めていくんですが、しかし
みそら自治会さんの方だけじゃなくていろんな市民の方がいらっしゃるんですよ。いろんな市民いろ
んな考え方があって、確認書に基づいて現在は違約状態なんだから清掃工場を操業停止などと、そ
れはこの確認書のどの条項によるのかっていうのを共通認識を持つとかないと、そういうみそら自治
会以外の方からの住民監査請求とか裁判とか、今の時代いくらでも出てくるんですよ。だから共通認
識を持ちたいんです。

○みそら

だからその1になんて書いてあるんですかね。操業停止はいつになってるんですか。3月31日に
なってるわけなんですよ。これを超えてるわけなんですよ今。どういう自治会との約束のもと超えて
るんですか。それは約束してないでしょ。だいたい市のほうから4月1日以降操業させてくださいつ
ていうのは1回も聞いたことない。それに応える必要ないんだし。それが理解できないんです。

○市

まず、4月1日以降の操業につきましては3月23日にみそら自治会さんにお出しした文書で4月
1日以降の操業について申し入れています、廃第54号平成27年3月23日付です。それでこれに
ついて私どもは共通理解を持ちたいんですよ。要は確認書に基づいたら今、操業停止してなきやいけ
ない。これこれこういう法的な根拠があるんだっていうのを理解したいんですよ。共通に。これもし、
ほかの解釈なんかできちゃったときにいろんな問題が起きちゃうんで。

○みそら

みそらの直接投票の結果は操業延長は認めないとのことなんです。ということは3月31日で終わるという答えなんです。だから4月1日からは違約状態、約束違反という状態なんです。わかりますか。

○市

はい。わかります。3月31日で継続操業を認めないですから。で、4月1日以降は補償について協議してるでしょうって言われちゃったらどう答えるんですか。ちょっとそれを聞かせていただけると助かるんですけど。

○みそら

違約状態かどうかですね。やはり市長の言うように認識というものについてはこれまでお互にそういう議論でかみ合わないというか、やはりずれがあるからこういう状態になってると思います。違約状態になってるけれども停める、停めないっていうものは協議をするというところで逃げをつくってるんですね。逃げっていう表現が悪いかもしれないけど、ワンクッシュン停めない、停めるということについての、ここで一つの余裕を持たせてるというのが稼働停止できない場合は自治会と補償について協議すると、こういうことが書いてあると思うんです。だけど状態というのは、違約状態だと思います。それを自治会が市長、違約状態という言葉で出せということまで、言うことでもないのかなと。やはり違約状態、これが補償の判断が決裂した場合に停めるとか停めないとか、停めるいうんじゃなしに確認書を渉々と進め、協議協定書に基づいてこの確認書が出てる訳ですから、そういうような補償についての協議が、話が合わなかったときに元に戻って協議協定書に基づいて約束どおり停めるということは、行政が求めるわけでもないし、我々が求めるわけでもないし、その書いたことを実際にを行うと。お互いにこれを停めるということをすれば確認書にしろ協議協定書にしろ停めるということは違約状態ではないんですね。停めるということは。だから動かそうとするところに約束事をお互いに破った状態になってるわけです。それは市側でもないし、みそら側でもないんですよ。守ろうとすれば協議協定書というものは確認書の前にあるわけです。停めるという時期がどんどん先送りになってるんですけどもそれに基づいて今回何年か前に確認書を結んでいるわけなんですね。それはお互いに守ろうとすれば停まっちゃうんです。3月31日の時点で。お互いに守らない状態でとりあえずそういうことにするとごみ処理問題が混乱になるからとりあえず協議をしようという。ところが協議の段階がずれちゃってます。本来ならば市長が持ってきた25年7月8日ですか、その時点からスタートすれば少なくとも2年くらいで済んでるんですけども。わざわざ市長が持ってきていろいろとお願ひしますといったものの中に、総意でもって方向性を決めてくださいというものに対してみそら自治会が過剰に反応しちゃったんです。その時点で、じゃあ、5月8日の時点では、我々は知らなかつたんですけども補償について協議をしましようというかたちで一度出てるんですよね。市側はその時点でそのような協議をするというつもりでの来たと思うんです。ところが具体的なものがないだとかでもう一回持ってきた中で協議をするという言葉がない7月8日というようなものの申し入れずっと進んじやってるんです。そのへんの無駄な期間というものがあるんでね、だから基本的には私は市長、違

約状態だと思うんですね。これはやってることが市側だけが違約状態ではないし、みそら自体も違約状態ではないです。違約とすれば停めるということではみそらも違約をしているわけです。守ろうとすれば肅々とこの協議が決裂するいうことがその時に初めて停めるとか停めないとかいうことが出てくると思うんですね。

○みそら

このことについては市長からも確認書のどれが操業停止につながる根拠なのかという話なんですが、歴代の市長はいろいろ協議協定書とか確認書とか含めてですけれども、自治会と市が結んできました。その背景はなんとか期限を切って19年3月31日ですよね。今の処理施設が停止する期限は19年3月31日だったわけですよ。それで土地を探すと。そのことについて歴代の市長は一生懸命やってきました。土地を探そう。何とかしようと。こういうふうな態度があつたんですけれどもこの確認書というのは約束ですよ。そうでしょ。これは市と自治会が結んだ約束です。これを守れなかつたというのは、すごく市民との約束を守らないといけないということは必要だとタウンミーティングでも言われていますよね。それについてはどうですか。約束を守るということについては絶対しなければならないと思っているという風に前におっしゃったと思うのですがもう一度確認したいのですがね。

○市

タウンミーティングで述べましたとおり、自治会に皆さんとのお約束、また地域の方々の信頼関係、これがimportantだと。約束は守らなければならんと。こういう考えは今もずっと継続しております。これは私の考えですが。第1回の交渉会の時に保留させていただいた内容で、今、事務局長もお話をされたのですが、要は撤去移転の行動を市が始めない場合には、確認書に基づいた現ごみ処理施設の操業停止を行うということを保留させていただいているが、要は確認書のどこに基づいた現ごみ処理施設の操業停止。これは共通理解を持っておかないと住民監査請求を行使された方に対してもしかしたら賠償請求とか、また誰かが訴えるかもしれないし、困ってしまうのです。

○みそら

それはお答えします。まず、約束を守るというのは、絶対にしなければならないという認識でよろしいのですか。そういうことですよね。その約束というのは何かと言ったら、3月31日のできるだけ早い時期に操業停止するという事です。誰も補償協議もするということは、約束の根本ではないです。3月31日までに操業停止する。それが約束です。違いますか。

○市

はい、お答えいたします。3月31日までに操業停止する、これは約束です。出来なかつた場合には、4月1日以降、補償について協議する。これも約束なんですよ。TBSのテレビ番組を後で録画で見させていただいたのですがちょっと気になる点が法政大学の教授でしたかあの方が要は確認書に基づいて平成27年3月31日までに操業停止ということになっているのだけれども、補償条項もまたあるのですよねと。この場合、ずるずるいくとこのまま補償ということですと、清掃工場が残ってしまいます

いますねという発言をされましたよね。だからそこを覆していただけるような何か根拠を事務局長に教えていただけだと私も心強いのですけれども。

○みそら

だから約束は3月31日の操業停止ですよね。それをいかに守るかということですよ。そういうことが出来ない場合は秋の九月末には自治会も考えますよということです。その協議をすることで延長するというのは認められるわけじゃないんだから。約束を守ると言うことは絶対必要だと考えられる訳でしょ。約束と言うのは3月31日。

○市

ですから3月31日の約束は守ると。しかし、それも約束であるし、また、法政大学の教授がTBSの番組で言ったように補償条項もあるのでと。補償もちゃんと守りますよ、協議しますよということであれば約束は守ることになってしまうのですね。その点をちょっと示してもらえませんか。

○みそら

約束を守るというのは少なくともそれは3月31日しかないので。

○みそら

番号順からいって(1)から(6)とありますが、これは優先順位です。まずは、優先して確認書を履行するかという事。平成19年4月1日以降の操業延長に関する条文ですよ。操業延長は27年3月31日までです。

○みそら

その期限しかないので。

○みそら

なので、それ以降は確認書違反ということです。

○みそら

今、おっしゃられたように、3月31日までの稼動ということになっている訳です。今、市長さんがお気になされているのはTBSの噂の東京マガジンの件で、法政大学教授が言っていることですが、補償の条項があるということで、補償条項というのはあくまで約束までに次の新しいごみ処理施設が完成されないときは、結局、約束違反になるからそれについてペナルティというのか、よく民間で言っている約束違反をすれば要するにそれに対してのペナルティがありますよね、そういう意味で取っていただきたい。

○市

とりあえず皆さま方のお考えは分かりましたので、顧問弁護士が市役所にいますので、そういう法律の専門家に私どもいろいろな意見を伺いたいと思います。つまり、どういうことかと言うと、現ごみ処理施設の操業停止、これは確認書に基づくということですね。確認書のどこに基づいて現ごみ

処理施設の操業停止にするかここを法的に。

○みそら

法的なことをまだ考えていないんですよね。こちらは、約束を守ると言うのは基本的に市長がとるべき行動ではないですか。違いますか。

○市

私の立場というのはあくまで政治的な判断をする場合もあればあるいはちゃんと説明責任がとれるように法的に問題がないかを判断しなければならないし、また四街道市民にとって一番最大の効果となる経済効率のいい予算の執行とか、色んな立場がありますので、一概にひとつの立場で判断ができないのです。相談させてもらえないですか。

○みそら

何を相談するのですか。自治会の態度は決まっていると。これは分かっている訳でしょう。この継続操業は認めませんよと。市長の提案は認めませんよというのは答えですね。そうした場合に市長がとるべき行動とは、この問題をできるだけ早く短期間で解決するというのが義務ではないですか。約束を守るっていうのはそういうことでしょ。それが法律だなんだかんだって、違約状態だか何かわからない、じゃ補償すればいいんでしょうってそういうとらえ方なんですか。じゃあ、約束を守るっていうのはどういうことなんですか。

○市

補償をする、補償条項があるので補償をすれば結局この確認書は違約状態ではないという解釈が成り立っちゃうと困るときがあるんですよ。つまり…

○みそら

しなくていいんですよ。そんな解釈を。約束を守るためにどうするかっていうのを言ってくれればいいんですよ。

○市

市の皆さんからいただいた税金を使ってごみ処理行政を進めていく中で、その辺のことをきちっと重ねていかないと違法な…

○みそら

そういう人もいるかもしれないけど。

○市

私、今答えるんですけど。

○みそら

じゃあ、同じ答えはやめてください。

○市

事務局長も前回の5月3日と同じ事ばかりおっしゃってるんですが、ですから、会長さんが実力行使をしてでも現施設の操業停止なんかもあり得るというお話をこの前にされていたので、要は法的に共通認識を持ってそういう例えば法的な措置を取らざるを得ないようなことは避けたいので共通認識を持ちたいんですよ。

○みそら

共通認識を持つっていうのはわかりませんけど、我々としては3月31日が期限なんですよ。前回の答えでこれからどのようにこの問題を解決するかその方法を示してもらえない。その理由が自治会が期間を示さないといけない。このことについて我々は示す根拠も何もないんでね。それをなんで我々が示すまで行動に移れない、それが理解できないんですね。この間、期間って言われましたけど、期間ってのは3月31日までしかないわけなんですよ。また同じことですけど、そこから先はマイナスでしょ。ずっと聞いてるとなんか期間を示さないと次のステップに移れないとかですね。2月1日の投票結果をご存知なわけですから、回答が来ないから何もしないとか自治会から期間設定を言わないとなにもできないですよとかそういうことを言われること自体が我々としては何を考えているんだと。補償なんて話はあとでしたいんですが、補償すればいいという考え方をやめてください。補償っていうのはこれが解決しない期間、現在のごみ処理施設が操業延長してる期間、補償するってことですよね。ということは今どんどん、2月からいろいろスタートしてればいいんですけどもうすでに4月から既に1か月経ち、これを自治会が期間を示さなければ何もしません。そういうことでいいですか。それが約束を守る姿勢という意味なんですか。

○市

前回第一回の交渉会でもお答えいたしましたが、四街道市長としても皆様方にこのぐらいの期間でこういう形で、例えば移転をしたいとか提案をもししてしまうと、25年の7月に出した、私が継続操業という提案をさせていただきましたが、その提案については自治会に対する介入だとか、強制だとかいきなり継続操業とは何事かとかそのようなことが文書で質問で書かれてますんで、ですからそういうことを2度も繰り返したくないんで今回は自治会の皆様が速やかな撤去移転とおっしゃってるんで、速やかな期間等々を教えてくださいと答えてきたわけです。そしてまた補償についても自治会の総会ですね、補償について協議するの補償は補償金だペナルティだと。賠償金という形で自治会

の資料を見て理解できますのでそういうかたちで具体的にお示しいただきたいと。そして協議してなるだけ速やかに解決しましょうとこういう姿勢です。

○みそら

3月議会で市長はみそらが住民投票でノーといった。だからといって吉岡というふうに舵は切れないということをおっしゃってるんですけど、この期におよんで何を言ってるんだって気がします。前にもそういう機会は何度もあったわけなんですが。それとお詫びをしてるって部分もあるんですがお詫びっていうのはただ単に頭を下げたり、土下座をしてすいませんということだけのパフォーマンスではないと思うんです。国会議員が辞任とかNHKとかありますけど、そういう人は謝るのは当然ですけど、いろんな処分を科せられたり報酬を削られたりやってますけれどもあなたたちはそういった反省の気持ちとか、お詫びの気持ちを対外的に表すというような身を削った处分ってのを全然やってきていない。市長は市民の税金を使ってのうのうと無策、瞑想状態を繰り返していると。これを強く言っておきたいと思います。

○みそら

具体的に質問したいんですが、期間設定というのは何をどういうふうに言っているのか具体的に説明してください。

○市

3月そして4月に速やかな移転ということで期間設定等ということで、速やかな移転の中身を教えていただけませんかと。そして協議しませんかということで、その期間設定ですが、移転するために何年ぐらい期間を設けていただけるのかっていうのが期間設定という意味なんですよ。我々は一生懸命努力しますんで、やはり皆様が考えてらっしゃる期間を教えていただいてそれに対してもいろいろな対応策が出てくる。そういう意味でございます。

○みそら

期間設定に対応して多種多様の対応策が考えられるというはどういうことですか。

○市

四街道市議会の中にごみ処理問題特別委員会というのがございまして、今と同じ質問をごみ処理問題特別委員会の委員さんから質問が出ています。期間設定によっていろいろな方策があるんだろうけども、どういったものがあるのかということで、お答えをしてるのが一つの例としては四街道市内の別の候補地に新たに建てる場合。また四街道市の近隣の市町村とごみ処理の広域化を進める場合。あるいは民間にごみ処理を委託する場合とか、こういったケースがいろいろ考えられるけども、今回はあくまでも考えられるというそういう範囲でしか議会の特別委員会には答弁してませんので今日も

この範囲でとどめさせていただきます。

○みそら

確認ですが移転ということはみそら以外に移転ということでよろしいんですね。

○市

前回もお話しさせていただきましたが、2月1日の住民投票を厳粛に重く受け止めさせていただいているので、皆様から速やかな移転の内容を市が実行できるものであればそれは即対応させていただきたいとこのように思います。

○みそら

もうひとつ確認です。みそら地区に新しい施設をつくることは認められないと我々は考えているんですがこれでいいですか。

○市

2月1日の住民投票の結果、みそら自治会に隣接する山梨地区の清掃工場、あの部分を新たな最新鋭のごみ処理施設として変えて更新して共存共栄を図っていくということについては皆さんそれはダメだという結論は出てますのでそこで更新する考えはございません。

○みそら

今考えられる他の地区というのはどんな地区を考えているのか。

○市

他の地区につきましては、これがなかなか明言できない。その理由として今の現時点でどの地区と意思表示をさせていただいておりません。その理由としてその地域の住民の方いらっしゃいますので、やはり事前にお話を調整をさせていただく中でやるしかないので、今の時点でどの地区というのは控えさせていただきます。

○みそら

今の市側の他の地区云々についてはやはり市にそういうような枠を持ってやってもらうということでおいいのではないかと思います。今後、交渉する中で勝手にこちらで決めてそのまま突っ走るというものは逆にマイナスになる可能性があります。だけど速やかにというのは我々もどのような手順でというものはまたこういう場所でやるのか、事前に皆さんの方とどういうような手順があるのか

というものを聞きながら、やはり無理のないような、なおかつ速やかにできるようなものなら、この場でやるのかどうなのかというのをまた検討しますけど、やはり前向きにすすんでいくというかたちで、今、市長の言葉で前向きにやっていただけるんだなというようなほのかな感じを受け取りました。私は今までずっと不信感で来たんですよ。残念ながら佐倉との協議が最後のチャンスだなと。たかだか268億と263億の差ですよ。税金税金といいますけども、使うか使わないかわからん土地を5億6億で買ってる。そういうことからすると263億と…あったね。3億くらいの差だね。全操業の話ね。そういうことからすれば、20年間でそのくらいの差なら入れさせてもらいたかった。それと土曜搬入というようなことがネックになるというようなことなんんですけども、なんでそうふうにやってるのかなと思ったら職員の方があれは地域住民の方がそのようにしてくれと。土曜日くらいは休ませてくれと。地域住民のそういうようなものを聞いて他の住民が不便かどうかわかりませんけども、そういうものを聞いて地域にそういうようなものをやったと聞いております。そのくらいのことは私たち共生共栄なんかと言うよりももう少し四街道の住民がお互いの痛みを分かち合うようなことを市としてやってもらいたかった。そういう人もいるでしょ。土曜日なくなったら困るよと。そういう人もいるでしょう。だけれども最新の設備を入れるといつても輪番制を唱っていたわけですよ。今の設備でも行政は十分な設備だと今まで豪語してきたわけですよ。今度、佐倉、酒々井に入れろとするならもっと進んだ設備を入れるというはずなんですよ。それでも輪番制で出て行ってくれと。そういうことで佐倉、酒々井はそういう迷惑施設が入っている住民のためにそういうようなものをやろうということで説得してるんですね。そういうことからすると、輪番制という考え方はあるんです。もうみそらがダメだとなった時点で、輪番制でよその地域に移そうと腹は決まってるんです。あとはどれだけ早くやってもらうかということに集中しますし、補償というものについては十分なかたちで私は答えてもらいたいと思います。これは本来なら酒々井とのあいで3億だったと思うけども、みそら住民にはまた班長会で意見も聞かなきやならんけども、あんなものじゃ住民はすまないですよ。補償というのは。そこが心配なんです。市長はやるよというけども。そこが心配なんです。その時に協議そのものが決裂するという可能性が出てくるわけです。その時に初めて停める停めないという問題が出ます。市長が言うように、ここに補償という文面があるかぎり、違憲じや違憲じやないかということは弁護士に聞いてみなきやいかんけれども、私が少しでも違憲だと、少しでもみそらに有利だと思うのは協議協定書、確認書を交わすときに協議協定書の精神を基本とするところを書いてある。これはここに置くというのについては即停めなきやいかんというのがあるわけです。その精神があるわけです。それはこの確認書にあるいろんな項目があるからそういうものをクリアするかどうかわからんけども、基本理念というものが協議協定書に基づいてというふうになってますんで、そのへんはいくらかみそらに。だけどそのようなものがどうのこうのということじやなしに市長も職員も市長がGOといえばおそらくはやる気になると思うんです。少なくとも先頭に立つものが早くやれよと命令を出せば動きますよ。だけど今までのあれからするとダメな理由ばっかりで来てるんですよ。ダメで10年か20年かかるかもわからない。今後そのようななかたちのものを、土俵があるわけですからそのようななかたちでやったらどうですかと。

○みそら

ちょっと戻るようですが、私どもの見解を述べさせていただきます。確認書にきちんと書いてある

ように3月31日を過ぎて操業しているということは、世の常識からして明らかに違約状態です。ですが、即、操業停止だと、実力行使だといっているわけではありません。この間市に提出したように市が直ちに、最も早く移転できるよう行動を起こすならば操業停止っていうのは、実力行使ですね、それはやらないと。その期間は9月まで。9月までに前向きな姿勢でスタートしてもらいたい。それまで違約状態であるが待ちましょうと。こういう提案です。そして最初の確認書に書いてあるようにすぐスタートしても何年かかかるわけで、その間はずっと補償の対象になる期間である。そういうふうに解釈しております。

○みそら

先ほど市長は市長の立場としては、政治的な立場とか経済的な立場とかいろいろ法的な立場とかおっしゃいました。私はもっと大事な立場があると思うんですよ。それは人間の健康を守るという立場。これがおっしゃられなかつた。それに対して私、タウンミーティングでも何度も言いましたけども、今のみそらの焼却場の立地条件は県の指導条項に完全に違反してゐるわけです。まず、隣接地に密集した住宅地がある。これはそういうとこに建っちゃいけないと、第1に。そういう条例があります。第2に風向の風下にそういう密集した家があっちゃいけないと。これも前回説明しましたように周りにちょっとした小高い山がありまして、かなりおおざっぱにいえば、みそらと旭ヶ丘は風向の風下なんですよ。そういう場所にあるということ。それからもっと悪いことに今の焼却場の高さが住宅地よりも10mとか、その程度低いところにありますよね。これどう考えてもあそこに建てたということ自体が大失敗なんですよ。それをまず認識してほしいわけなんですね。その認識が非常に希薄なんです。何度も言っても聞きながされてるんです。今まで市民から苦情がないとか適当に言ってるんです。ところがわたしがここに越してきたときは、家の中に焼却場からの煙が換気扇の隙間からモクモク入ってくるんですよ。そういう状況で驚いて市に一体どうなってるんですかって電話しました。そしたら市はそういうことは今まで聞いていませんという話ですよね。自治会にも聞きました。そしたらその時の自治会の人が今、市と交渉してるからそういうことは言わないで下さいと。そういうとんちんかんなことを言われましたよ。そういうところから始まってるんですよ。健康被害は私、もう何十年も受けけてます。そういう状況でこのみそらの焼却施設がどんなに立派にしてもですね、私の蓄積したこの健康被害は減ることはないんですね。増えることはあるにせよ。その関係をもっと重く受けて止めてほしいですね。というのが私の第一の意見。第二に市長がみそらにはもう建てないと。新しい別のことを考えますといいました。これを政治家としてぜひ状況が変わった場合に方針を変えるということは、むしろ勇氣があることであつて称賛されることだと思います。ですから我々の要求といいますか生活を保障するためにぜひ短時間で、全精力を擧げて市の職員の方には一丸となって対策を取つてほしいと思います。それに対して必要な要求は我々も考えましてどんどんやっていきますのでぜひそのことをお願いしたいと思います。

○みそら

今の意見に市長何かないですか。

○市

今のご提案、ご要望というかたちで受け止めさせていただきます。先ほど政治的、経済的、法的な責任、そこに、市民生活における健康、この中には健康保健医療、教育福祉とかいろいろ関わってまいりますが、市民の生活レベルにおける責任ですね。これは十分私も認識していますので。

○みそら

今日初めて市長から現施設の継続は考えていないと伺いました。市長いいことおっしゃいました。しかし今日から新しい選択肢がいくつか考えられますけどもそこに向かって動きましょう。

○みそら

先ほどはじめて市長から現在地での継続は考えていないと。市長はえらい。よくぞおっしゃいました。市役所の皆さん、どうか新しい選択肢はいくつか考えられますけれどもそこに向かって動きましょう。

○みそら

さきほど市長はみそらには置かないと。次どうするのかというのがまだなかなか出てこないんですが、外部委託なんてのは先ほどもおっしゃられましたが、それはお金がかかりすぎるからそんなことはないってことなんですかね。こっち側が明言できないっていうのはどういう問題があるんですか。確認書に書いてあるとおりになかなか進められないっていうなんか理由があるのですか。

○市

第1回の5月3日にも私、疑問点というかたちで自治会に皆さんに投げかけたんですが、19年の3月19日に結んだ確認書、これは四街道市が19年の3月までに約4.5haの土地を吉岡に取得したので、直ちに吉岡区の皆さんと同意を得ないで、ただ土地を得ただけなんで時間がかかる。それで19年3月に確認書を結んでおりますが、その確認書の趣旨はあくまで吉岡地区に次期ごみ処理施設の建設を進めていくということで確認書を結んでいるんですよ。この前もお話したんですが、これ吉岡地区に次期ごみ処理施設をつくるっていう話なのになんで20年8月に広域処理のかたちで四街道市が方向転換したのか。要は方向転換したこの時点で完璧に確認書違反なんですよ。そこで自治会の皆さんと…

○みそら

この前もその話しましたよね。

○市

当時、担当役員の方もいらっしゃったと思うんでちょっといろいろな状況を教えていただけきたいという発言をしたんですが、なんで吉岡に造るっていう確認書を19年3月に結んでおいてなんで20年8月に市が方向転換してみそら自治会の皆さんもこの確認書の一部変更とかですね、これなんか変更しないと確認書、これ非常に不都合な状態、現実と乖離している状態になっちゃうんで、なんでこのままになってるのか教えてもらいたいんですよ。

○みそら

そのときの役員はだれもいません。それでその目的は3月31日に停止できるという前提であればという話をしたのではないかという話はこの前しましたよね。あの時点ではもしそれが確認書に書かれているように項目の変更というのもあり得るというふうに書いてありますから裏協議したんでしょうけれども目的は3月31日に操業停止をすると、そのためにこっちのほうに行きますよと、そういう説明があったんでしょ。そのことについてこの確認書はもう中身は壊れていますと、そんなことは言えないんですね。吉岡につくってほしいという内容が書かれてます。この時市長は22年市長になりますね。広域化の交渉に入って行かれたわけでしょ。それをまとめるのが義務だったわけです。そうでないと約束は守れないんだから。それを市長はやるだけ。それだけの話じゃないですか。

○市

19年3月の確認書、これ吉岡地区に次期ごみ処理施設をつくるんだということで結んだ確認書が途中で現実にはそぐわなくなってきて、広域組合への加入ということになっています。今、事務局長がおっしゃられたとおり、私が市長に当選した平成22年3月1日時点のですね、この確認書の期限を守るために、もう5、6年しか期間がありませんからごみ処理の広域化で進まざるを得なかつたんですね。それに全力投球したわけなんですね。前回も説明しましたが平成24年3月議会で四街道市議会はこの確認書の内容を見守ってるのかどうかわかりませんが、あらゆる可能性、要は四街道市が一生懸命ごみ処理の広域加入をやっているにもかかわらずあらゆる可能性をという事ですね、たとえば、ある政党はみそらの清掃工場をそのまま残すべきだ、また別の方はみそら地区にPFIでつくるべきだ。いろんな意見が出て、いろんな可能性を勉強しろとか、議決されちゃったんですよ。

○みそら

それはおかしいでしょ。そのときの議員が土地を買った時の経緯を知らないとかそれから議員が自治会と協定書を結んでいることを知らない。そんな中での発言ですよ。それだったら市長はなんてことを言うんだと言わなきゃいけないんじゃないんですか。それを議員にああだこうだみそらのこと考えろとかそんなこと言われること自体おかしいですよ。

○市

24年の3月議会で、要は24年2月に市議会議員選挙ありましたので、議会の新しく当選された方々が決議をした訳です。あらゆるごみ処理の可能性を検討しなさいと。四街道市の…

○みそら

それは知らない人が言つてることでしょ。

○市

提案をされた方が昔、当時の市議会議長さんが結んだ確認書、その時議員だった方が四街道市議会に1人しかいないんですよ。みんな変わっちゃってるんですよ。その1人の方が提案してるんですよ。

○みそら

そんなことは理由にならないですよ。

○市

理由になるんじゃないですか。二元代表制でやってますので議会は議会なりのそれなりの権限がある訳です。私は私で直接、住民の方々の投票で市長になってるわけですから、今、地方自治っていうのは市長と議会の二元代表制でやってまして、要は議会側の明確な議決、意思表示、これも四街道の市制に大きな影響を与える。こういう制度になっていますので。

○みそら

それは市長が方針を出せばみんな納得するんじゃないですか。先ほど吉岡につくるといえないかなんかわかりませんが、なんでやるとここで言えないのかここで聞いたんですが。この答えはどうですか。

○市

ですから、四街道市とみそら自治会で19年3月に吉岡に清掃工場をつくるんだという確認書を結んだいたんですね。途中で確認書の一部変更をしないで広域化の協議とかですね、入っちゃってるんですよ。そうなるとまた吉岡に戻るとなるとひとつの整理が必要なんですよ。確認書の中でどういう解釈をして。今その整理がつかないんで、逆に知恵をいただきたいんですよ。

○みそら

市長。その土地を買うのはおかしいどうのこうの言つていきましたけれども職員はこの土地は良しとしていろいろ調査して提案したんでしょ。職員は何をするんだ。市長からこの土地はどうかって言つたって、この土地が適当かどうかできるかどうか、そういう情報をきちんとあげて議会をとおるようそういうようなものをマーケティングしてそういうものをきちんとやるのが市の職員の仕事でし

よ。そういうようなものに基づいて買ったんじゃないですか。あの議員はともかくとして、その時の議員は賛成したんでしょ。買うのに。その時は一体だったんじゃないですか。議員と行政が。それを我々との約束を棚に上げて、あの議員はこうだった、あの買い方がどうだった、私はあれだけのものを買うのに買ってからあれはできない土地だった、地元の住民に許可を得ていない。少なくともそこには強引にでも建てようと思えば建てられる立地条件なんですよ。みそらに建ったというようなものをやるならば、あそこは少なくとも建てば、住民の反発があつてもですね、いろいろ法的なものはクリアするような所ですよ。要するにみそらには住宅地という行政の区割りがあるじゃないですか。住宅地の近くにつくっちゃいかんというようなものがあるんですよ。それは300mという数字に出てますけども。あとは山林だとか農地だとか、もちろん住宅はあるんだけど、その住宅という枠でない表現で区割りしている、工業地帯だとか商業地だとか、そういう範疇からすると少なくとも法的にでもやろうと思えばやれる土地なんですよ。だから買う過程ではいろいろ生臭いものがあったかもしれないけど、そういうようななかたちでいっぱい道路みたいのができるじゃないですか。そこに今週土曜なんかも1日に12,000台も通らないのに通るなんか言ってつくってるんですよ。その責任は県が負うことになってる。通りもしない台数を書いて通るようになってる。だけどそういう生臭いようなことをやるんですよ。だけど、みそらと土地云々でなく、どの地域もですね、地上げ屋なんかあげるんですよ。あげた土地を買って開発するんですよ。新しい街に。残念ながら。税金の無駄遣いいうものはあるけども。そういうものはやるんですよ。それは少なくとも議員全員が賛成してるじゃないですか。職員も必死になってここならいいやということでこの場所を探したんでしょ。それをなんで否定するんですか市長は。今までの職員の苦労を何で否定するのか。議員があれしたものも曲げて何でみそらになんとか置こうとするそういうような見方をする。そうですしょ。

○みそら

基本はやはり約束を守ってもらうということですね。約束っていうのは何度も言うように期限を過ぎているわけで、これを速やかにこの問題を解決すると。そうするためにどうするのか。吉岡とか。次はどこか言えない。こんなこと言ってていいんですか。どんどん違約期間が過ぎて違約金の額が増えるだけですよ。我々はこのことがすごく心配なんですよ。違約状態にしてほしくないんですね。本来は。それを今まで聞いてると全然この問題を解決しようと、本来だったらその地区、かかえている地区に行って挨拶で行きました。行かないんですか。これからこういうことが問題になってくるんで、ここで話し合いたい。地域の人へ挨拶行きましたか。

○市

先ほども申し上げましたとおり、現在、どこの地域と特定しませんので地域の方へ挨拶は行っておりません。

○みそら

期限設定をこちらから条件を出さないといけないと言ったんですが、問題ごとになってるのは市側の方ですよね。それに対してどういう答えが出るかいろいろなケースを想定してシミュレーションしてそれに備えておこうと思うんですけど、それがなしにこちらの方に責任を転嫁するような、あるいは

は回避するような態度っていうのはどうしても理解ができない。他の市とか会社とかいった常識と四街道市役所は全く違う考え方を持ってると思わざるを得ないんですけど、そこらへんどうですか。

○市

それにつきましてもですね、4月20日付けでみそら自治会さんから質問の文書をいただいて平成25年の7月に、私が継続操業という方針を打ち出させていただきました。これについては、25年の5月に要は確認書について27年3月31日、操業停止ができなくなるので、それについて協議したい。また、補償について協議したいという文書を出させていただいたんですけども、これだと自治会さんとしては具体性がないんで、もっと市長の考えを具体的にして下さいと言われて、7月に出しました。で、7月に出させていただいたら結局この4月20日の文書にもありますように、これは自治会に対するで介入だとか強制だと。つまり、継続操業を急に打ち出すとは何事だと。ですから今回は、そういう2年前のそういうことはしたくないんですね。もう、真摯に皆さんのご意見を伺って、そして相談しながらやっていきましょうという気持ちですよ。だから、提案してくださいよ。

○みそら

市はやる気があるんですか。さっきのまた元に戻っちゃってるんですよね。25年の5月だとか、7月だとか言って。もう、そういうことについては、もう触れないでもう先のことを言ってるんですよ。すぐ逆のことを言って。19年3月でしょ。8年前。27年の3月31日で稼働停止になるということで、あれですよね、そういう約束事を決めた訳でしょ。それを、あなたは、25年とか、25年の5月とか、7月について、バックギアを入れてですね、一生懸命この27年3月31日までに実行あるのみなのに、逆に戻っちゃってるんですよね。それを一生懸命やろうとしないで、2年前の状態で、もう27年3月31日についてですね、もうできませんことで白旗挙げてしまってる状態なんですよ。あなた、だから、25年の5月だとか7月のところでね、ああいうふうにバックギアを入れるってことじゃなくて、19年の3月に結んだことで、ただひたすらにこここの所から他の所に移転するように一生懸命努力してやるってことなんですよ。それが、逆のことをあなたはやってきてるんじゃないですか。

○市

はい。今、ご指摘いただいた通りでございます。25年7月に結局、私どもは、19年3月に締結させていただいた確認書が履行できなくなつたと。じゃ、正に違約状態になっているということを、25年の7月に私どもはそれを表明したんですけども…。

○みそら

市長。ちょっと待ってください。今、そうおっしゃいましたけれどもね、そういうことは、27年に入って、3月近くになって初めて、いろいろ懸命を尽くしたけれども、力が足りなかつたって形で言うべき言葉ですよ。それを2年前に、それをやってたんですよ。懸命も尽くさないでですね、2年先のことを考えてですね。違約状態が予測されますから、次の何ですか、継続操業について協議をしましょうって言っているのはおかしいじゃないですか。2年間空転させておいて。

○市

要はこの確認書。そしてまた、協議、協定書に違反した場合は、今ある清掃工場、これ操業停止という話ですよね。ですから25年7月8日に私の方が27年3月31日までに操業停止ができない。ついでには継続操業を申し訳ございません。そして、共存共栄策をはからせていただきます。そういう提案をさせていただいた時点ですね、25年7月8日時点で、私どもはこの確認書違反になっているんですよ。だから非常にですね、あの文書というのは重い状態です。ところがですね、今現在27年5月ですが27年3月31日で操業が停止できなくなつて4月1日から補償について協議に入っている訳ですよね。そういう読み方もできちゃうんですね。それともうひとつお伺いします。27年3月までに一生懸命頑張ったけれども結局できませんでしたじゃなくて責任ある立場としてもう2年前に約束が守れないんです、申し訳ないという気持ちでもう早めに出させていただいてるんですよ。

○みそら

それはおかしいと思いますよ。さつき言ったように8年前に今年の3月31日までに努力をしてほかの場所に移転するという事で約束している訳です。それを25年の段階で先の事をわからもしない形で努力を怠つて懸命を尽くさないで約束に反した行動を取つた事は理解できない。一生懸命やっていない。3月になって初めてそういうことを言うんだったら理解できなくもないんですけど、2年前に白旗揚げているんじゃないですか。あなたの仕事は19年の段階で前の市長さんが決めたことを実行あるのみで実現に向けて一生懸命努力することがあなたに与えられた市長としての仕事なんですよ。それを理解されてないですよ。それを2年前に駄目だからということで、そんな簡単にあきらめられては困るんです。

○みそら

市長、時間が時間ですから。これで終わる訳ではございませんが、市長は25年7月8日の事を持ち出して介入じゃないかとそれを常に言われますけれどもその時点と今はまったく違うんですよ。それを馬鹿の一つ覚えのように繰り返し繰り返し言つてはいる。では何が違うか。いいですか。自治会は総会というのが議決権の最高機関な訳です。総会で当時何が決まったかご存知ですか。撤去・移転という基本方針があつたんですが、7月8日に継続操業を持ってきた。当然、自治会は基本方針に基づいて運営をするのが自治会役員なんです。それを市が持つてきたからといってそういう方向で総意を持っていったと。それについて5月7日についてはさきほど日本語の問題だと言つたのは部長さんも含めて足らないようなんですけれども、いいですか、当時の自治会と我々は違うんです。住民の意思に基づいてきちんと対話する。その点は大きく違う。また同じ事を提案したら25年7月になるじゃないかというのは絶対になりません。これから10年先に撤去移転をするといつたら徹底的に1日単位で潰していくですから。ですから私は前回も言いましたように提案をするのは市なんですよ。我々は意見をお伺いしながらというのはやめてもらいたいというのをはっきり書いたにもかかわらず人の意見に關しては一切耳を傾けないであなたはまた意見をお伺いしながらなんて書いてますね。もう今日は終わりますけれども次回は必ず市のほうでスケジュールですね。いつまで何年かかるてどういう手順でやるというスケジュールを持ってきて下さい。いいですか。それができていないという事自体、市長自ら言っていますでしょ。市長になった時点でもうこれは守れないとか、まして25年5月には守れないからお詫びします。だとしたら市の責任者としたらひとつの考え方としては継続という考え方もあったのかかもしれませんのがそれが総意を求める訳だから、いいですか、ここが一番大事、あなたは総意で認めて下さいと言つてはいた。私たち強制だと言うのは総意を求める場合、住民の総意はあなたが2番で

まとまると思っていたのかもしれませんけれども住民の総意というのは1番で決まるか2番で決まるか誰もわからないでしょ。こうした場合、市の責任者としてはこの2年間に2月1日が来る前に2に決まった場合はこうする、1に決まった場合はこうすると、市にとって当然それは計画たてていなきやいけないんですよ。そういう自分たちがしなきやいけない事を一切しないでおいて、次回は必ず我々に期間設定じゃなくてあなたのほうで市のほうで期間設定をしてきて下さい。その案がまた出してきたらなんだかんだ言うじゃないかとおっしゃりますけれども我々は言いません。それは必ずひとつづつ潰していくから。

○市

新たな提案をした場合、我々はそれについて言いませんとかというお話をしたけれども、この4月20日の文書の中に…

○みそら

ちょっと待って下さい。誤解があるので。何も言わないと言っているんじゃなくて言うって言ってるんですよ。提案をしてきたものに対してすべて潰していくよという事。それがあなたが何回も言っている25年7月8日の当時の自治会の対応と私達は一切違うんですよ。このことだけははっきり言っておきます。

○市

要は議論をしながら中身を詰めていくというのは私も異存はございませんが、ここで新たな提案をした場合に2年前と同じで、明らかに自治会組織への介入だと強制だとみそら住民に対し、謝罪文の提出を求めるとはっきり言っているじゃないですか。こういうお考えである事がよくわかりましたので皆様方の速やかな移転に対する中身について補償金については自治会のいろんな調べたらわかりますので出して下さいとお願いしているんです。それでお話し合いをしていきましょうと。この姿勢は今日も変わらない。

○みそら

市長、バカな事言わないで下さいよ。ごみの焼却施設を造るというのは行政の仕事なんですよ。それをこちらのほうに案を出して下さいって素人の人たちが案を出せますか。こっちのほうに下駄を預けて。

○みそら

いずれにせよ市がいつ計画を持ってこれるかお答え下さい。

○市

皆様方が27年4月20日付けみそら自-27-003の文書の皆様方の考え方や姿勢、こういう姿勢であれば出さなきやおかしいじゃないかとご提案されましたけれども出したら自治会への介入や強制になっちゃうじゃないですか。書いてあるじゃないですか。

○みそら

いま25年7月と我々はまったく違うと今説明したじゃないですか。それさえもわからないですか。まったく違うんですよ。徹底的に調査して議論しあってやります。ただ当時の自治会の事を批判するつもりはありませんけれども当時の自治会は明らかに一方的な考え方で認めて下さいという事を総意という事だけをとって1年半を費やした。そのところは我々とはまったく違う。ですからその事だけにとらわれないでとにかくいずれにしても5月中旬に終えないと、9月までの操業停止は十分考えてますので。5月中旬に市の提案を持ってきてください。よろしいですか。これだけは約束してください。

○市

みそら自治会の中にいろんなお考えがあろうかと思いますが、たまたまあるお考えと一致した意見をまた出したら、それは自治会の一方の意見を市長が出してきた。自治会に対して総意を求めるのはおかしいじゃないかとか、規制じゃないかとか、介入じゃないかと同じ議論になりませんか。そのように書いてある。

○みそら

全くならないと言っているでしょう。なぜわからないのですか。

○市

いや、わかりませんよ。そう書いてあるのですもの。

○みそら

それはあなたの日本語が間違っているから書いただけであって、日本語の理解が部長も出来ない、市長もできないから書いているだけなんですよ。日本語を理解していただければ、そんなの書くわけないんですよ。我々は、市が出てきたものについては全て、精査して、あなたの得意な言葉である精査して、きちんと協議をしますので。提案をするのはとにかく市だってことは忘れないで下さい。我々に提案させてそれを協議しましようというあなたのやり方は、我々に、AだBだCだという案を出させて、わかりました、自治会の提案がAだから誠心誠意全庁挙げてAについて3年かかる検討しました。しかしこれは中々難しくて、最大限の努力をしたけれども駄目だった。次の自治会の提案のBに移ります。それでまた3年かけて、これも全庁挙げて一生懸命やったんだけれども、議会がいろんな条件を付けてやっぱり無理です。それが佐渡市長のやり方であり今までの四街道市のやり方なんですよ。それは歴史が物語ってるでしょう。私はそれだけは今回は絶対許せませんので。ですからとにかくワンステップずつ、今日、皆さんに全部意見を言ってもらったのは、皆さんの意見がどういう風か市長に伝えてもらいたいために、一人ずつやってもらったんですけど、とにかく私は約束だけは守りますので。次回、5月中旬に計画書を出してください。

○市

市の計画書を出してください。2年前も同じ様に、具体的に市長、市の考えを出して下さいと言われて、25年7月に出しました。今回も出してくださいということですから、皆さん謝罪文の提出を求めるとか…。

○みそら

もうその話は止めなさい。

○市

いや。やめなさいじゃなくて、これは書いてあるんですよ。それでは、こういう質問はもう無いんですね。もう、こういう姿勢では無いということですね。

○みそら

それは2年前の話を私はしていたんですよ。我々は…。

○市

2年前、なぜ謝罪文を出さなければならぬんですか。2年前の件について、なぜ謝罪文を出さなければならぬのか。また規制だとか介入だとか、これについて全然議論してないですよ。

○みそら

もう十分すぎる程議論しましたよ。議事録をもう一回読んでください。十分すぎるくらい議論しましたよ。今日もまた議論しましたよ。先程、日本語について部長にも聞いたでしょう。2つあって、同じですかと聞いたら、職員だから仕方ない。適当に答えましたけれども。おそらく中学生以上だったら、27日の市長の書かれた文書と7月8日の文書を読んだら少なくとも中学生の上級生以上は、明らかに違うというのは、まず10人中10人が言いますよ。そういう内容のものだから指摘したんですよ。だけどそれは、25年の時なんですよ。我々にそういうものを出して来た場合は、一字一句精査してちゃんとやりますので。そういう内容のものが出てきた場合には。ですから、今回も基本的な取り決めでも、最初、市から出てきたのは、トンチンカンなものだったんです。ですから、それを文書で下さいと言われたら、そういうことは絶対しないということで、そういうふうに部長に言って担当者とともにかくすべてやったわけです。ですから、市長が今言われた、とにかく、何とか延ばそうとして一生懸命、25年の我々が言った文書を法律的にやっておられますけれども、我々は市が出したもののは全部精査します。それは安心してください。

○みそら

今、出して欲しい正在しているのは、移転のための方策を出して欲しい正在てるんですよ。これを出してもらえればね、それがなんで我々が、何で介入するんだと。そんな意見を言うと思うんですか。そんなこと言わないですよ。その移転のための方策を出していただければ。5月末まで。それが一番我々が求めていることです。

○みそら

とにかく移転の計画を5月末までにしていただかない限り、今日は今から何時間でもここでこのままの状態で待ちますから。答えがいただけるまで。傍聴者の方、申し訳ないんですけども時間があつたらお帰りになっていただいて。我々は市長が移転計画を今月の次回の対市交渉までに出すという返事をもらわない限り、9時でも10時でもこのままの状態で待ちます。以上。傍聴者の方、時間があ

るなら。もうそれを聞くだけですから。

○みそら

ちょっと。あのね、市長。我々はね、もういろいろとみそらが総意で駄目になったら、こういう手順でやらなきやいかんなというような準備をね、僕はしてるじゃないかと、こう思ってたんですよ。市長はもう、そういう結論が出ようが、みそらに置くんだというようなことで構えてたんですか。どっちか分からぬ。そのためには不義理をした。3月31日に間に合わなかった。もし、みそらが移転をしろと言ったらすぐ取りかからなければいけないから。そういう様なものを、準備をしてなかつたんですか。それからあそこ新しく買った土地について、議会で何か、どの議員か知らないけど質問してましたね。一緒に佐倉のやってるのについては、吉岡にも交渉して、どうなんだというのを言ったときに、答弁では、吉岡の土地は住民にあれして買っている訳じゃないから、だからですよ、一緒に天秤にかけてやつたらまずいから、天秤にかけずに、一方に絞ってやるんだよと。僕はそれを聞いて、佐倉が駄目なら今度は吉岡と交渉するのかなと。こういうような理解をしてましたよ。私以外にも、何人かみそらの人じやないんだけれども、そういうものを見てた人がそう言ってるんで。だけれども、僕は一緒に準備をしといた方が。その人はね、佐倉はもう中々、相手にしないよというような事を言ってるから、もう準備しといた方がいいのになというようなニュアンスだったんですよ。友達ですよ。とにかくね。だけれども、そういうニュアンスの発言をしてましたよ。だから、そうなのに、市長は、一本でやるということについて、ちょっと私は違和感があるんだよ。違和感が。だけれども、何とか佐倉に、ちょっと条件をあれして、市民の土曜搬入というようなものを協力しようと言ってくれれば通つたことじゃないかなと。こうなった理由を聞いて、何だと。本当に守ろうと、どこが適当かということで探すんじやないでしょ。みそらから移転するためにはどうすべきかというものがやつてもらわないと困るんですよ。どこが一番いいかじゃないでしょ。約束を守るために、お金を借りた場合には銀行が貸してくれなければ高利貸しにでも高い金利を借りてでも約束を守るのが普通じゃないですか。そういうその姿勢が、どういう姿勢でごみ処理施設を考えてるのかと言つたら、みそらのそういう約束なんかいうのは、言葉では協議・協定書を順守する。そういうのは何回も聞きましたよ。そういうようなことを言いながら、基準は何。便利だとか。みそらの痛みを放り出して、市民が不便だと言ってる。そういうことで判断されたんですか。耐えられないよ。みそらには。私は1回目のタウンミーティングで、みそら住民の気持ちちは知つてますかと聞いたんですよ。何でも知つてるよ。僕は、みそら中のそういう気持ちを知つてもらつたかったです。タウンミーティングで何を得たんですか。あそこは住民の気持ちだとか、意見だとか、そういうものを、議会なんかで分からぬものを掴み取る場所なんじゃないですか。タウンミーティングでは。市長に言いたい放題やらす場所。そうじゃない。それでもいいんだけれども、その中から何を言つて来たんじやないですか。最近の言葉で、空気が読めるとか読めないとかいう言葉があるけれども、あの時の空気と言つたら十分すぎるくらいみそらの気持ちというのはわかつたはずですよ。以上。

○みそら

もうともかく黙つておきますから。市長、いつ出せるかだけ言ってください。あと何時間でも待ちますから。なぜそう言うかというと、廃棄物対策課長にも言つときましたね。今日、9時に来た時に。今日は、計画書をちゃんと出してもらうように、そこだけはきちんとつめますねと言つて。それは必ず市長に伝えるようにして下さいと何度も言いましたよね。ですから何も今出してくださいと言つてるん

じゃないんですよ。もうこの問題は、市長がいつも言っておられるように、2年間も、しかもいいですか、2月1日に投票結果が出た。本来は、市政を預かる人なんだから、もちろんそれ以前から、総意をもとにといいました。総意というのは、AかBかどっちに決まるか、おそらくそれは誰もわからないですよ。住民の。そうした場合、市政を預かる人間は、Aに決まつたらこうする。Bに決まつたらこうする。途中3つの変な選択肢がありましたけれども、いずれにしても2つがあるわけです。それを前もって準備するのが市政を預かる責任者なんですよ。ところがその結論が、2月1日に出て、もう既に3か月です。それでもなおかつ案も計画書も出ない。ましてやそれを住民側に出させる。そんなの以外ですか。ですから、別に時間は関係ありませんから、何時でもいいですから。いつ、今月の、今月のですよ、今月のいつ出せるかだけを、それだけを言ってください。そうしたらもう今日の会議は終わりです。それ以上議論は無いです。よろしく。

○市

私が前回第1回目の時に主張させていただきました。今日も主張しています。自治会活動への介入とか規制とか、謝罪文を求めるとか、この点についての皆様のお考え、説明は全然教えてもらえないで、2年前と違う、今回は別件なんですか。でも考え方は一緒になるのではないですか。

○みそら

何回も言っています。もう十回も言っています。この件について言う必要はないです。回答だけお待ちください。本当にもうちょいなんだから、遠慮なく。回答さえもらつたらすぐ連絡しますから。遠慮なく帰ってください。議論は何もないです。

○市

私としては、4月20日のこの文書の趣旨ですね。これをちゃんとご説明していただきたい。例えば、謝罪文の提出を求めるなんて言われているんですよ。

○みそら

市長。今の市長の話、先ほど私が27日の文書と7月8日の文書、これは市の公印の文書をそのまま読んだんですよ。明らかに違うでしょ。明らかに違うでしょ、これは。本当に失礼だけれど、小学生が読んでも中学生が読んでも、明らかに違うんですよ。7月8日の文は、もう本当に議論したくないんですけども、皆さんのが総意に基づいて継続操業を認めてくださいと。それを文章を書いて、今度、27日のを読んでください。皆さんのがいろんな意見があるでしょう。それを、継続操業を認めるか否かという言葉が入っているんですよ。私は、7月8日に否かが入れてあれば、何も問題ないんですよ。だって私自身がもう総会でも説明しますし、自治会というのは元々いろんな考え方があるんですよ。ですから、投票の結果も493と200何某かに意見が違うんですよ。それが自治会運営で、どんなことを決めるにも自治会というのは、2つの意見、3つの意見に分かれるのですよ。だけどそれが一番このみそら地域にとって、正にみそらの総意だということを判断して行動するのが会長であり役員なんですよ。いいですか。従って、今の7月8日の文章を読んでください。おそらく、本当に失礼な言い方で申し訳ないんですけども、中学生以上だったらちゃんと答えますよ。明らかに一方の意見に対してで、また7月8日、27日のが認めるか否か。正にそれを私は言ってるんですよ。その文が7月8日にあれば、何の問題もなかったんですよ。どうしてその文章の比較ができないのですが。

○市

今、会長さんが自治会の中にはいろいろな意見がある。そして、25年7月8日の文書は、自治会の一方の意見だけを出して来たと。私は一方の意見とか、そういう感覚で出したのではありません。私の決断で出したんです。その一方の意見だから、自治会活動に対する規制だと介入だと、挙句の果てに謝罪文を出すべきと言っているんですよね。だから、そういうことになってしまふから、今回はまず皆さんのご意見を伺って、そして一緒に相談していきましょうと言っているだけではないですか。

○みそら

だから、我々が意見を出す前に、市が出てくださいって。それに基づいてお互いに議論しましょうと。私はただそれを言っているだけです。

○市

ですから別に意見を出すと、自治会の中にはいろんな意見があって、たまたまその一方のある意見と重なった場合に、自治会活動に対する規制とか介入となってしまうんです。だからお話を聞きますよと言ってるのですよ。

○みそら

市長の本当に頭の良い所だと思います。自治会にはいろんな意見があるんです。先程私が言った通り。ところが今回、いろんな意見があつたけれども、自治会は運営していかなければならぬんです。それは市でも同じですよね。国でも同じです。運営していかなければいけない。前に進まなければいけないんですよ。そのためには総意が2月1日で出たんですよ。従つていろんな意見があるんだけれども、2月1日の総意で自治会、我々が真っ直ぐ前に進んだ訳なんです。ですから市が出てきても、それに対しては精査してきっちり対応します。それが私本当に個人的に前自治会を非難したくはなかったんですけども、市長がそこまで言われるのであれば、先程言ったように25年の総会では、いいですか、2月1日の投票と同じ撤去・移転を基本方針とすると、住民投票と総会の違いはありますけれども、総会はこの自治会の最高議決機関なのですよ。そこで決められた議決機関で、撤去・移転を進めるという自治会の方針をたつた2か月か3か月の間に、総意を求めてというかたちになったんですよ。それは、市長が7月8日に出された文書に基づいて当時の自治会が。もし私が自治会長、本当にもう前自治会の役員さんを批判したくなかったからあれなんすけれども、私が会長だったらそれはもう間違ひなく、方針と全く違うわけですから、突き返しますよ。

○市

自治会の皆様方の方針とたまだま沿うかたちで提案するのであれば問題ないんでしょうけれども、沿わなかつたときにはまた2年前と同じことになるのではないですか…。

○みそら

それはね、議論しますよ。それはね、議論します。規制だとそんなこと言わないですよ。方針を出していただきたい。答えていただけるんだつたらそんなこと、介入だとか言う気はないですよ。その中身についてはもちろん精査して、議論していきますよ。それがね、8年も10年も何年もかかるなんてい

う話を持って来たらそれは何だこれはという話になるのは目に見えてますがね。そういう意味では、とにかく今月末までに、あと18日ありますよ。ゆっくりやってもらってもいいけれども、今月出でくればいいんですよ。

○みそら

いずれにしても、8年でも10年でも5年でも出てきた場合、全て1項目ずつチェックできますから。ちゃんと私はそういうあれを何かやりますから。例えば、建設がどれくらい。ただ出来ないのは、住民の承諾。それはちょっと一般論ですが。それ以外の土壤だとかそういうのは、一応、反論するだけのあれはやろうと思ってますから。思っているというか勉強します。安心してください。たとえ市長が20年、10年という案を出してきたら、いかにそれはこうこうこう、やりますから。ですからとにかく、市長自身が言ってる。協議をしましようでしょ。確かに、出だしにたまたま市長の姿勢について(1)から(4)までやりましたが、それは大丈夫だから。私の考える限りでは大丈夫なんです。皆さん、多少反対されましたけれども。だけどベースとしては、私はとにかくお互いですね、きちんとした姿勢で常に住民の方、四街道市民の方に笑われないような議論をしたいんですよ。それだけが私の考え方なんです。ですから決して無理なことを言ってるわけじゃない。今ここで出しなさいと言てるのではなくて、5月中旬に、まだあと18日あるんですよ。その間に計画書を出してくださいと言てるだけで。ですから、十分すぎるくらい2年半とか3年とかいう期間があったんですよ。それを計画しなかったのは、それはやはり市の怠慢なんですよ。よろしいですか。

○市

自治会の中には、皆さんいろんな意見があろうかと思います。例えば期間についていろいろなご意見があるでしょうし、また補償金について、賠償金、額的なものについていろいろなご意見があろうかとおもいます。先程、事務局長の方から、今回市の方から提案されたときにこれは自治会への介入とか規制とか言わないと。でも自治会の中にいろいろな意見があるとおっしゃってるんですよね。そのいろんな意見のたまたまある意見とですね、仮に今回私が出す意見が合致していて、皆さん方役員と意見が合わなかった場合、やはりこれは介入になってしまふんですか。規制になってしまふんですか。最後は謝罪文を出さなければいけないんですか。

○みそら

それは聞いてない。市長、止めましょうよ。

○みそら

市長さんの言うとおり、理解されてないんですね。時に25年ね、文書がなんでああいうかたちで出したかというのは、市長さんがさっき私が言ったように、19年3月に8年後に向けて新ごみ処理施設を建設するということで、前の市長さんがそういうことを約束された訳なんですよ。それで22年にですか、当選された訳ですね。22年に。それで25年に、5月と7月ですか、ああいうかたちで文書を出されましたよね。その時にですね、市長さんの方が一生懸命、仕事に対して全力投球でやっていれば、私は何も言わないんだけど、そういう文書を出してきて、反面こちらの役員の当事者能力を疑うようななかたちで住民の総意を求めてくれというかたちで言ったもので、こちらの方は、要するに当事者同士で、我々だって市長と話し合って、そういうことに疑問だってあって、その担当部長がちょつ

と理解が悪いからというかたちで、そういうクレームみたいなかたちはつけませんよ。だけど、そういうことを言ったために、一生懸命ひたすらやってなくて、自分のことを棚に上げて、自治会の方の役員の能力を疑うようにかたちで、住民の総意を求めてきたので、それがこちらの方に鋭敏に反応したということなんですよ。それがわかりませんか。

○市

平成20年の8月にごみ処理の広域化という事で市は方向を変えたのですが、その12月にみそら自治会さんのはうから次期ごみ処理施設建設事業に関する推進計画を明示していただきたいという事で市のほうに回答していますよね。吉岡地区で建設する場合のスケジュールは21年度に施設整備基本計画を策定、22年度に生活環境影響調査、環境影響評価ですね。23年度に都市計画決定、24年度に用地造成工事、25年度から26年度に施設建設を予定しているというかたちで一度、平成20年の11月に示させていただいておるのですけれども、さきほど25年7月の時点でもう継続操業というかたちでもう操業期限の2年前にもうできないよと。全力投球しなかったじゃないかというご指摘なのですが、ここにありますように21年に施設整備基本計画、要は私が市長になる1年前にもうこれがないと吉岡地区には建設できないんですよ。25年、26年で。ですから私は広域化に全力投球をしてきた訳ですが、結局、操業期限27年3月31日、これが守れないというのは正直に皆さんに2年前に申し上げた。これが努力が足りないと言われると・・・

○傍聴者

2年前じや遅いんだよ。

一発言後、傍聴者は退席一

○市

今2年前じや遅いという話がありましたよね。

○みそら

結局2年間結局何もやってこなかつたじやないですか。

○みそら

(発言した) 傍聴者は退場しましたから。

○みそら

2年間というのは大切な時間ですよ。二度と取り戻せないんですよ。過去も。25年から延ばすとか。一生懸命努力してやって下さいよという事なんですよ。なぜそれを19年の8年前に約束した事を誠実に実行するというかたちで何が何でも実行するというかたちで。ただ2年間を無駄にしてただけではないですか。その間に佐倉市、酒々井町のはうから断られましたよね。残された選択肢だつてある訳でしょ。吉岡に。あなたが買った訳ではないけれども前に買った訳だから。そこに行って何回も何回も市のほうが誠実な気持ちを地主の方達や住民の方達に了解を得られるように誠実に対応しなかつたかという事を言いたいと思うんです。

○市

平成19年に結んだ確認書の操業期限が平成27年3月31日なのでこの確認書が違反だという事で、例えば法的に争う場合、確かに27年4月1日以降じゃないとこの確認書を根拠にして争えないんですよ。しかしながら私は平成25年7月8日にもうこの確認書の27年3月31日で操業を停止する事は守れなくなりましたと25年7月に出していますから、その時点でもう確認書違反だという事でいろんな皆様方と話し合いもできるし、又、第一回目の時にも言いましたけれども法的には25年7月8日で私どものほうで違反だという事を明確に言っちゃってますので27年4月1日以降でなくても25年7月8日からあの文書を出した時点で皆様方と法的な議論ができるんです。でも我々は弱いんですよ。

○みそら

そんな事は聞いていないんですよ。5月末までに具体的な計画を出して下さい。その答えを出していただければいい。それを出すか出さないか今返事して下さい。

○市

はい。私は皆様方に出して下さいと。そして相談しましょうという文書を3月と4月に出させていただきましたし、4月27日にも出しています。それを方針転換するためにはまず皆様方が4月20日に出された文書の中で先に言われていますよね。25年7月、急に吉岡ではなくなんで継続操業になったのか、そういうかたちでこの文書にもありますようにそういう案を出した事について謝罪しない、そういう事を言われている訳ですよ。ですからまずは皆さんからお話を聞きたい。これが正直な気持ちです。矛盾していますかね。

○みそら

何を言えといつておられるのですか。

○市

皆さんのほうから出してもらいたいんですよ。率直な議論をしましょうよ。

○みそら

何を言えと言っておられるんですか。

○市

期間等について皆様方に示していただければ助かります。

○みそら

例えばこれが1年だったら。

○みそら

それでもいいんだよね。

○市

1年であればその1年の中でできる事について皆様方と相談して本当に1年だとここまでしかできませんと。

○みそら

1年で操業停止をやって下さいと意見が出たらどうするんですかと聞いているんです。

○市

ですから話し合いましょうと言っているんです。

○みそら

話し合いじゃなくて1年でやる方法はあるんですか。あるんですね。

○みそら

我々は期限と言ったら基本的には27年3月31日が期限なんですよ。期限と言われれば。だけど現実にもう難しくなっている。過ぎ去っている。それをもとにどうだと言われれば建築にどれだけかかるのか。申請する書類にどれくらいかかるのか。そんなものはわからないんですよ。建築に2年かかるのか、3年かかるのか、その建築をするために見積を取るのに、業者に発注するために、どれくらいかかるのかというのをわからぬ訳です。基本的には3月31日なんだけれども現実にそうなってる。それをどう縮めるか一番いい方法を皆さんわかっているんでしょう。佐倉云々で駄目になりかけた時にいろんな選択肢を持っていると。その選択肢は披露できないけども。いろんな選択肢は持つてると議会の答弁もありました。その中で私はいろんなものがあるんだろうなと思った。まずそれをしてくれてもいいと思う。こんな方法があるんだと。だけどもいろんな方法で。市長は将棋をやりますか。

○市

将棋はやったことがあります私は将棋というよりもどちらかというと囲碁です。

○みそら

将棋にはいろんな手があるんだけれども最後の最後にやってはいけない歩詰めというのがある。それは王を詰める手なんだけれどもルールとして歩詰めというのはだめになっている。そのみそらを無視するという事、3月31日というものについてどうやったというものが市長の一番の大切な事だった。そのいちばん悪い手を打ってきてしまった。それを上塗りしてモノを上げればうんと言うような共存共栄みたいな事を言ってきたんです。それで私だけではない。みそら住民がこういうものに対してものすごく抵抗感、反発、違和感がありました。ましてやもうみそらに置いて退かないよという言い方で来たんです。それはタウンミーティングですよ。住民はその時しかわからない。市長の考えが。その時いろんな交渉にあたって3月31日が期限だとそういうものを背負ってやってくれたのか。それがないから。一生懸命やるって言ったって何をやるのか。僕は本当に佐倉と数字があわないけれどもよろしくお願ひしますと四街道市民に佐倉はこう言っているんだと。みそらの人は何十年もここで協力している。皆さんも協力してくださいと。そういう事をやって初めて一生懸命やったという事で

しょう。そういうような事をやってはじめて一生懸命やったということでしょうそういうことをやらずに一生懸命やったと。いろんな精査をしたと思う。手元にあると思う。それを出せないのかと。それを市長が言うように自治会の介入だという、すり替えみたいに言う意味がかわからぬ。総意と言われた時にアレと思った。本来なら総意、冗談言うないいうものですよ。協議、協定書というのは総意のもとに交わしたと思っている。それを覆すような事を言うという事は、取る人によっては取っちゃいますよ。本来なら借用書みたいなものですよ。多数決で借用書をチャラにしようなんていう話はない。法的にどうかはわからないけれども住民感情としてなんでどんなことを言ってる、自治会介入だと私も思いました。あの協議書・協定書・確認書はお互いの総意、行政だけじゃなしに議会も承認している。だから四街道市民とも交わした事なんです。それについては過ぎたら停めざるを得ないと理解して交わしている。そういうようなものが執行部だけではなく、多いんです。我々の中にも良くそういうものを理解している人もいる。市長の言うように総意云々もあるのかもしれませんけれども謝罪しろ云々はあるけれども総意の取り扱い云々はみそら住民の総意で交わしたものじゃないのかというようなものもある訳です。法的にどうだというのはわからない。市民感情はある。公害問題も市民感情。健康被害があるかどうかはよくわからない。だけど現実に喉の弱い人には現実に弱いところに出てる人もいる訳です。万人にそういう事はないけれども。だからそういうものが総意の捉え方についてもそういうものがあります。それと対策というものは自治会介入という捉え方はないと思います。

○みそら

市長さん。こういう問題は早く解決した方がいいと思う。その方法はやはり我々が期間を設定するというのは根拠も何も持たない訳ですから出せる訳がない。これは今さきほどから約束を求めてるんですけども今月末までにそちらの方から具体的な方策を出して下さい。これが出来ない事には我々としても動けない。どうですか。これは早く解決した方がいいんじゃないですか。どうして一生懸命延ばそうとするのか理解できない。

○市

早く解決したい。早く合意して問題をより良くしていきたい。これは共通の認識でございます。さきほどから何度も申し上げていますけれどもこれから市が提案するものについて自治会に対する介入だと強制だとあとで謝罪を求めるとかそういう事はしないとおっしゃられましたので安心したのですけれども、ただ自治会の中にはいろんな意見があるんですよね。その意見の中の1つに偏っちゃつたらまずいんでしょう。

○みそら

あのね。もうその議論はやめて下さい。

○市

納得できません。

○みそら

あなたもう少し民主主義というものを理解しなさい。はっきり言って。いいですか。2月1日に住民

の直接投票で決まったんですよ。いろんな意見があります。243の賛成の人、反対の人、実際に投票に来ていない人のいろんな意見。従って我々執行部は493という票に基づいて動くんですよ。さきほどそこの玄関で「私は会長さんとは意見がまったく違うけど。」という話をされてお互いに議論をしようと。そういう人がいっぱいいますよ。私はそういう違う人と議論をするのが大好きなんですよ。ですからあなたがおっしゃるようにみそらは千差万別です。いろいろあります。それは市長よりも良く知っています。ですから何日か前もごみ焼却場と一緒にいたいわという人とも何時間も議論をしました。ですがそれはそれで話し合えるんです。ところが今我々役員は493という票で自治会を運営しているんです。それに基づいた方針であれば自治会がいくら反対されている方も我々が7月8日は自治会介入だという事は絶対ならないんです。ならないように私は対応しますから。いいですか。自治会というのはとにかく493で決まってなおかつ役員の総会で認められた。それに基づいて肅々やればいい。やらざるを得ないんです。だから私はひとつ今までの自治会とは違って、ともかく計画を出すのは市なんです。間違っても自治会側ではないんです。期間設定を自治会にお伺いしながらなんというのはもう絶対に受けられませんから。

○市

493名のご意見の中に様々な期間設定あるいは補償金の額についても様々なものがあるのかなと思います。ですからそれを教えていただきたいという事です。

○みそら

もう少し自治会組織を勉強された方がいいと思いますよ。

○市

そういういろんな意見がある中で自治会の中で皆さんが高いいろ議論して話し合って班長会だとかそういうところでまとめていただいた意見をぶつけてもらうのがいちばんいいんですけども。そうしないと2.5年7月みたいに具体的に話してくれとおっしゃられたのでみそら自治会役員さんに言われたので継続操業と出したのですよ。今回もまた同じような事を繰り返してもしょうがないから皆様のご意見がいろいろあるのでしょうかから班長会とかいろいろなところでまとめられると思うので意見を伺いますと言っているんですけどもね。

○みそら

我々は認められた交渉委員としてここにいるんです。もしひとりひとり意見を聞きたいというのならば1293名全員聞きますか。そんな事はできますか。

○市

私どもでそれを聞く事はできません。ですからみそら自治会の中で役員会もありますし班長会もある訳ですよね。その議論の経過とかを教えていただきたいという事なんですよ。

○みそら

市長さん。何をおっしゃっているんですか。だからああいう文書で干渉だとか言われるんですよ。私

達は大多数によって選ばれた人なのですから地元のひとりひとりがどういうふうに思っているのか
というのは心配されることはない。お互いに信頼して話をしないと話にならない。

○市

自治会の中で様々なご意見がある。それについて市のほうは別に心配しないでもいいという事ですね。しかしながら 2 年前の自治会においていろんな意見があつてその意見の一方には市が偏っていると。そして継続操業をしていく事を提案したのはおかしいという事をはっきり書かれていますよね。それはでも考え方を変えられたんですね。この文書は。文書は訂正されるんですか。

○みそら

今の役員は 2 年前の役員の方とは違った考え方で行動していると言っているでしょう。

○市

今の役員の方々がこの 4 月 20 日の文書を出している訳ですよ。要は市のほうで 25 年 7 月に文書を出して継続操業という話をさせていただいた時点ではもうある一方の意見だけを持ってしかも総意でと。これはもう自治会に対する介入、規制じゃないかと。謝罪しなさいと。

○みそら

市長。申し訳ないですけれども市長以外の人にも聞きます。次長。7 月 8 日の文書、介入とかという事は別として少なくとも自治会に 2 つの意見があると。大きく分けて 2 つね。もっと言えばたくさんあると思いますけれども、大きく分けて継続操業を認める、認めない。この 2 つの意見があるのは間違いないです。それに対して 7 月 8 日の文書は両方の意見について総意で認めてくださいという文書になっていますか。7 月 8 日の文書ですよ。今回の 27 日の文書は本当に素晴らしい文書で「認めるか否か」。「否か」という言葉を入れるだけで全然違うんですよ。まず答えて下さい。7 月 8 日の文書は。不当介入とかという話は別ですよ。どちらか片方の意見で認めて下さいと言っている文書か。

○市

はい。5 月 7 日に文書を出しました。2 年後に期限が迫ってきていて、守る事ができません。ついては確認書で締結している操業期限、それから操業期限を守れない場合の補償について、この 2 項目について協議させてくださいという文書をお出ししております。それをお持ちしたところ自治会長さん以下役員の方々がいらっしゃる中で読み上げてお渡しした訳なのですけれども受け取ってはいただきました。ただ受け取っていた時に、抽象的すぎると。要は球は行政が持っているのですから球を我々に投げてくださいというような自治会長さんのほうからいただきました。そういう事でしたので 7 月 8 日の文書を 2 ヶ月内部で検討してどういう方針にしたらいいのか。これを考へた訳です。1 回目の交渉会の時に市長自ら清水の舞台から飛び降りる気持ちで継続操業を認めていただきたいと、そういう市の基本的な考え方を文書として表させていただいたところです。その時には継続操業をお認めいただきたいので協議のお願いをしたいという文面の構成になってございます。それは市としては当地で当クリーンセンターを継続操業させていただきたいという願いがございましたので協議のお願いを申し出た訳ですからその時に協議を受けるにあたっては我々役員では受け止められないで住民に諮ると、そういう言い方をしてその時も 7 月 8 日の文書をお持ちしたときも当時の自治

会長さんは受け取るか受け取らないか瀬戸際だったというような事をおっしゃっていたと記憶しております。定かではないので申し訳ないのですけれどもそこらへんのギリギリのところで当時の自治会役員さんは市からの継続操業の協議の申し入れを受け取っていただいたと。役員は預からせていただいて、これから今後住民に諮るとして諮問委員会などが設置されて検討がなされてきたというような経緯でございますので、会長さんがご質問されたその時の文書に継続操業を認める、あるいは認めない、この選択肢で判断を求めているのではないと。市長が継続操業を認めていただきたいのでその協議をさせて欲しいという願いを表した文書であったという事をご説明させていただきます。事務担当としてはそういうお答えでございます。

○みそら

その事は、介入だとはもう言わないと言っている訳ですから。方策を出して下さい。簡単な事ですよ。出せない理由は言いました。こういうことは言いません。次の一手を待っている。それが出てくれば介入だと。じゃあこちらが期間を示したとしますよね。それに対する協議をする訳ですか。これは何年だ。こっちが3年だ5年だと言った。いや4年だ8年だ。そんな事に時間を費やせる事が必要なですか。それをまた期間に対して市のほうが答えを出しました。それが介入だからまたその時言えない。同じ事を言う。それは言わないと言っているんだし、期間を設定して市長さんがこういう方針でやりますと。これまで介入だと言われるから出せない。繰り返し。そうでしょう。我々はこんな事を聞いていない。具体的な方針を9月末に出て下さい。これを早く答えて下さい。

○市

事務局長さんと会長さんのほうでは市からの今後の提案については自治会の介入だとか強制だとか謝罪を求めるだとかそういう事は言わないというお話で一安心したのですが、自治会の中にはいろんなご意見がある訳ですからそういう可能性、そういう意見が出てくる可能性は役員会の中ではないのでしょうかけれども自治会の中ではあるという事ですね。

○みそら

市長、言っておきます。私が会長である限りいろんな意見がありますけれどもひとつにまとめます。責任を持ってまとめます。それだけは言っておきます。それによって我々が出した結論によって今回我々が書いたような介入だとかどうだとかはまず出ないような自治会運営を私はやっていきます。私は会長になる直前、1丁目から全部歩いて班長さんに挨拶をしていますし、私はとにかく会員のまったく見解の違う認めるという方向の人とも何時間でもお話しします。ですからこれに関しては我々がいろんな検討をして決めた事には自治会の中からいろんな事が出てくるような対応はしません。それは私が責任を持ってやります。ただし市から出てきた事についてはいろんな事から検討しますので市に対しては徹底的に根拠を持って例えばこの数値はおかしいだとか、都市計画決定から建設までどれくらいかかるのかとか、いろんなものについてきちんと資料を作って、お宅が出てきた案に関してですよ。最新鋭のものは3年かかるといったらどうして設計に何年ですか、建設に何年ですか、私の専門ですのですぐに出せますから。ですからまず出すのはあなたのほうが出してくれるものはいかにそれがずさんな計画なのかはメーカーを呼んでくればすぐにわかる事ですから。メーカー呼びますから。ひとつずつ消していく準備はある。副会長は我々はわからないとおっしゃっていましたけれども出していただければ。わからないのは住民の説得。それはわかりません。従って私は明日からでも明後日が

らでも市は説得に行っていただきたい。どこかは別として。これは市に任せるほかない。我々がどこかに行ってお願ひしますがなんてできませんから。市が提案すればきちんと、私がわからなければみそらにはいろんな専門家がいますからきちんと調べてもらいますから。市の出したものが正しいのかどうか。市は弁護士だとかいろんな専門の方を雇うのでしょうかから我々は我々でちゃんとやりながら。まずは出すのは市だという事。市長が心配されている謝罪だとか、そういうことを心配されていると思うんですけど、それがなければ出せるのですか。それがなければ出せるという事であればそれは削除しますよ。

○市

それではこの4月20日の文書の中で自治会に対する介入だとか強制だとか謝罪とか、この項目について削除されるという事でよろしいですか。

○みそら

正式にまた出します。但し、その条件は、市のほうがちゃんとした計画書を5月中に出すという前提ですよ。

○市

5月中との事ですが、ちゃんとした計画書とは例えばメーカーが評価できるような内容というそういう意味ですか。

○みそら

そういう意味ではないですよ。本来はされてなきやいけないんですよ。本来は2月1日の投票結果が出る前に。誰しも投票結果というものは1になるか2になるかわからない。但しひどい処理策をするのは市なんですよ。1になった場合にはこうする、2になった場合にはこうするというのは長の責任なんですよ。この時点で本来は作っていなければならなかつた。だけどそれからもうすでに何ヶ月ですよ。ですからもう出来ていないから本来いけないから私はあれば5月中って言っているんですよ。ただ市長は6月議会もあるんだけれども私の今の意見が理解していただいて1ヶ月欲しいという事であれば6月12日でいいです。私はきちんとした資料を作つて市長自身が言われたように何かがあつたらそれに基づいて協議しようと言われたじゃないですか。ですからそれを出して下さい。出すのは市民に対してで我々だけじゃないという事を強く言いたいです。

○市

会長のほうから1ヶ月欲しいという事であれば6月の12日までというお話もありましたし、又、自治会として意見をまとめるというお話もありました。又、今回私どもが出させていただく提案については要はいろんな意見が自治会の中ではあるんですけども介入とか規制とかそういう事は言わないよと。まあ言う人もいるんでしようけれどもね。でもまあ役員さんからはないという事で確認させていただいて。それはよろしいですよね。

○みそら

よろしいです。

○みそら

市の中でも市長の言った事にまともに反発する人はいないのでしょうかけれども恐らく市のあれだけの職員だったら市長の言った事は100人中100人がああそうです。世の中そういう事があつてはおもしろくない。いろんな意見があつて初めて意見を戦わせておもしろいんですよ。ましてや自治会は職業も関係なく生活の基盤ですからいろんな考えがあるんです。それを承知で運営すればいいだけの事。それが正直言ってそれがなかつたのが前年度。あまり批判したくないんですけども。ですからこういう状態になった。それだけは言っておきます。

○市

25年5月に文書を出してさきほど次長のほうから25年7月の文書の経過の一端をご説明させていただきましたがその当時の自治会の皆様方も市のほうで具体的に文書で出してくれないと我々検討できないよという事で一生懸命努力したんですけども今回も同じようにまた出して下さいという事なのでしてそれについては自治会への規制だとかは言わないと。謝罪文などの話もない。とにかく市のほうでいろんな調査、操業停止、移転に向けての計画、出せるものをして下さいと。それについては1ヶ月6月12日・・・。

○みそら

最大我慢して6月12日以内にして、それをベースに議論していきましょう。

○市

じゃあわかりました。私どもが6月12日にそういう文書を出せば、まあ計画がどのレベルでの計画になるのかちょっとわかりませんけれども私どものほうで計画を出せば4月20日に出された文書の自治会への規制だとか介入だとか謝罪だとか、これは削除される訳ですよね。

○みそら

私の責任において削除します。出していただけるのであれば。よろしいですか。

○市

これを撤回してくださるのであれば気持ち良く提案させていただきます。

○みそら

全部じゃないですよ。そのどころですよ。

○市

ですから謝罪とかあるいは政治責任だとかおっしゃられていますよね。今日はちょっと政治責任ってどういうものなのかお聞きしたかったんですけども、まあわかりました。そういうものが撤回されるのであれば。

○みそら

前に進む事が住民に対する私の責任。

○市

共通認識は一緒です。

○みそら

6月12日以内に。

○市

私の日程にあうようなかたちでお願いします。

○みそら

それはもちろん市長の日程にあわせます。夜の7時からでもかまいません。

○みそら

本日はありがとうございました。

議事録確認者

みそら自治会会長 廣畠 宏造



四街道市長 佐渡

